

第四章 大正期と昭和前期の福生と熊川

第一節 行政の変化と戦争に揺れる村況

福生村熊川村 明治二二年（一八九）四月一日市制・町村制が施行され、福生村と熊川村は、それまでの川崎村他四組合の行財政 かつ村連合戸長役場（川崎・羽村・五ノ神・福生・熊川）から分かれ、福生村熊川村組合となった。

いまここで、大正五年一月二二日議定で同一二年三月二七日に改正した福生村熊川村組合規約を見てみよう。

西多摩郡福生村熊川村組合規約

第一条 本組合ハ町村制第百貳拾九条第二項ニ依リ事務ノ全部ヲ共同処理スル為メ左ノ二ヶ村ヲ以テ組織ス
福生村 熊川村

第二条 本組合ハ福生村熊川村組合ト称ス

第三条 本組合役場ハ福生村字志茂四百六十九番地ニ設置ス

第四条 本組合会議員ノ定数ハ町村制第十一条ノ例ニ依ル

第五条 本組合ニ於ケル費用負担ノ割合ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 教育費ノ内福生尋常高等小学校費并福生実業補習学校費

右ハ福生村ノ負担トス

二 教育費ノ内熊川尋常高等小学校費并熊川実業補習学校費

右ハ熊川村負担トス

三 土木費、警備費、財産費并村限りニ属スヘキモノ

右ハ各村別負担トス

四 第一号乃至第三号ニ掲ケサルモノハ総テ平等負担トス

第六条 本規約ニ定ムルモノ及法律命令中別段ノ規定アル場合ヲ除ク外町村制中町村ニ関スル規定ハ本組合ニ之

ヲ準用ス

理 由

費目ノ増加ニ伴ヒ負担ノ明瞭ナラサルカ故ニ改正ノ必要ヲ認メタルニ依ル

大正十二年三月二十七日提出 即日原案可決

西多摩郡福生村熊川村組合長 森 田 退 蔵

(大正12年「会議録」)

福生村と熊川村は「事務ノ全部ヲ共同処理」するために組合組織にしたことがわかる。それぞれの尋常高等小学校や実業補習学校の経費、あるいはその村かぎりの費目は別個の負担とするが、それ以外は「平等負担」としていた。組合村役場の位置は、現在の中福生公園の奥多摩街道を挟んだ北側で、清岩院の東門の西側にあたる。村民に払い下げとなった旧役場当時の倉庫が現在も民家の土蔵としてそのまま残っている。ちなみに議員定数は一人である。

規約第五条による村の予算は、「福生村熊川村組合予算」と「福生村予算」および「熊川村予算」の三つに分かれて構成されていた。

大正十一年（一九三二）の組合村歳入出決算とそれぞれの村の歳入出決算の詳細を「事務報告」などから見ると、税収のうち現在の固定資産税に該当する地租と、市民税に該当する戸数割の一部は各村の歳入に、また、所得税および法人税に該当する国税・府税の営業税と府税雑種税は組合村の歳入に組まれていた。また土木費と小学校費、実業補習学校費、農業補習学校費や警備費については各村の予算に属していた。

一方、役場費、会議費、伝染病予防費、隔離病舎費、火葬場費、勸業費など二村共通の費用については組合村で予算化していた。村の予算規模は人口に比例し、およそ福生村二に対して熊川村一の割合であった。

なおここで参考のために、判明できる年度にかざられるが、大正七年（一九二二）から昭和二〇年（一九四五）までの二八年間の各年度の経常費、臨時費別の歳出決算を組合費、福生村費、熊川村費別にみたもの、およびその合計額と人口合計を表示した（表V-14）。

年を追うごとに漸増する傾向にはあるが、いくつもの上下の波を経験している。また経常費、臨時費など詳細に見てみると、たとえば関東大震災のあった大正一二年と、一三年の臨時費を比較してみればわかるように、大きくふくれあがっている。福生村では大正一二年に五九円あまりだった臨時費が、翌一三年には二万九三一二円と一気に五〇〇倍にはねあがっている。そしてその翌年の一四年にはふたたび二一〇円台に急降下していることが読みとれる。また合計額をみると、昭和のはじめの世界大恐慌の影響をもろに受け、対前年度比マイナスを記録している。さらに昭和十〇年代後半、戦争の激化とともに決算の振幅も大きくなり、両村合併後の昭和一七年から一八年にかけての臨時

第5編 第4章 大正期～昭和前期の福生と熊川

年次別歳出決算額

		組 合 費	福生村費	熊川村費	合 計	各年の合計	人口
		円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	人
昭和 8	經常部	9,610.20	16,663.00	8,207.59	34,480.79	42,312.95	6,510
	臨時部	2,057.40	3,342.88	2,431.88	7,832.16		
9	經常部	11,180.48	16,473.78	8,784.91	36,439.17	39,471.77	6,413
	臨時部	1,769.00	995.52	268.08	3,032.60		
10	經常部	9,124.81	16,770.45	9,005.81	34,901.07	40,104.54	6,370
	臨時部	2,545.26	1,562.42	1,095.79	5,203.47		
11	經常部	10,553.90	19,183.87	9,695.06	39,432.83	43,807.48	6,490
	臨時部	3,327.87	649.76	397.02	4,374.65		
12	經常部	12,532.93	19,493.64	10,399.68	42,426.25	48,249.34	6,624
	臨時部	5,260.24	336.39	226.46	5,823.09		
13	經常部	12,072.58	21,800.90	12,433.88	46,307.36	52,373.35	6,722
	臨時部	5,241.25	451.55	373.19	6,065.99		
14	經常部	14,194.56	21,711.80	12,215.72	48,122.08	56,162.66	6,833
	臨時部	5,327.03	2,445.49	268.06	8,040.58		
15		福生村と熊川村は昭和15年11月10日合併し福生町となる			不 明	不 明	7,921
16	經常部				55,939.51	95,702.99	8,315
	臨時部				39,763.48		
17	經常部				57,040.45	64,104.29	8,555
	臨時部				7,063.84		
18	經常部				65,512.82	178,163.06	9,702
	臨時部				112,650.24		
19							9,575
20							9,918

第1節 行政の変化と戦争に揺れる村況

表 V-14 福生村・熊川村・同組合の

		組 合 費	福生村費	熊川村費	合 計	各年の合計	人口
		円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	人
大正 7	經常部	3,319.33.8	7,009.67.2	3,095.04.4	13,424.05.4	14,464.34.4	
	臨時部	961.66	0	78.63	1,040.29		
10	經常部	8,097.81	13,066.64	6,115.34	27,279.79	28,595.43	
	臨時部	1,163.19	0	152.45	1,315.64		
11	經常部	9,220.50	14,410.36	7,485.92	31,116.78	36,282.94	5,027
	臨時部	5,007.06	0	159.10	5,166.16		
12	經常部	6,871.83	14,631.55	7,933.33	29,436.71	43,974.42	5,314
	臨時部	7,938.10	59.70	6,539.91	14,537.71		
13	經常部	7,402.93	16,493.39	8,216.10	32,112.42	82,797.38	5,761
	臨時部	3,544.80	29,312.08	17,828.08	50,684.96		
14	經常部	8,003.91	29,672.91	9,921.23	47,598.05	67,697.81	5,907
	臨時部	19,573.52	211.76	314.48	20,099.76		
15		不 明					6,015
昭和 2	經常部	10,601.88	20,366.44	10,329.94	41,298.26	43,732.56	6,092
	臨時部	1,649.90	171.98	612.42	2,434.30		
3	經常部	11,171.32	20,120.89	10,637.35	41,929.56	45,937.76	6,025
	臨時部	2,204.67	129.80	1,673.73	4,008.20		
4	經常部	10,855.35	20,057.52	10,005.34	40,918.21	45,060.87	5,959
	臨時部	1,170.25	2,853.41	119.00	4,142.66		
5	經常部	8,442.49	15,714.01	9,439.17	33,595.67	35,833.37	6,005
	臨時部	2,023.50	116.10	98.10	2,237.70		
6		不 明					6,126
7	經常部	8,254.40	15,849.61	7,928.71	32,032.72	36,765.17	6,394
	臨時部	1,479.77	2,081.00	1,171.68	4,732.45		

この表は各年次ごとに作成された「事務報告」(市役所蔵)をもとに作成した。
 なお「人口」の欄は「市勢統計」を利用した。

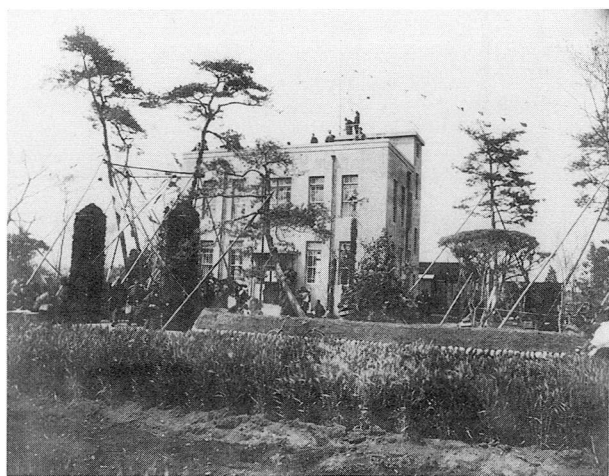


図 V-49 福生村熊川村組合役場
(大正15年4月30日開庁式当日)

費は、対前年比としては三倍近い膨張決算となっている。その原因をさぐってみると、福生・熊川の各国民学校増築にともなう建築費と第二国民学校（第二小学校）用地買収費が支出されたことが主な要因である。それは、戦争末期になって、兵士予備軍ともなる国民学校の充実をはかっているともみることができる。二八年にわたる村の決算費の推移は、その時代の社会情勢と大きくかわりあいながら村財政が動いてきた経過を示している。

また、大正一五年には組合村役場を新築し（三月三十一日竣工、四月三〇日開庁式）、同年五月四日には新庁舎移転を完了する。残念ながら大正一五年（昭和元年）の決算額が不明であるので、詳細はわからないが、庁舎新築からむ費用が共通経費として使われた。

戦争と町制への道 大正一一年八月、立川陸軍飛行場が整備され、立川町は“軍都”と称されるようになるが、昭和六

年九月一八日に満州事変勃発、昭和一二年七月七日の蘆溝橋事件発生により、ついに日中戦争開戦となった。こうした戦争の流れと、福生の昭和史は一体となった歩調をとるようになる。

昭和一〇年六月一日付「読売新聞」は、「東村山・大和に決まりかけていた日本航空機株式会社の飛行場予定地

を、福生の地主が地元発展のため土地を無償提供する条件で招致運動を開始」と報じた。しかし、これは予定どおりの設置となり福生誘致は成功しなかった。ところが、同年七月二〇日には陸軍立川飛行場補給部立川支庁の拡張用地のため、熊川村武蔵野の二三町歩の用地買収の調印がされた。この土地は二三名の小作地として耕作がおこなわれていたため、小作人は連署をもって地主および近衛師団経理部を相手取り、八月一九日東京民事地方裁判所に調停申請をした。そうした事態を心配した村当局が間に入り、工場拡張工事に対する雇用を確保することを条件に、八月二四日調停申請は取り下げとなった。(第四節の中の「熊川村の第三次の小作争議」も参照されたい)

また、その後熊川村も含む土地に対して、今度は昭和飛行機株式会社が用地買収にかかり、「契約成立」というような事態になっていった。なお同地は、後に陸軍多摩飛行場に隣接する熊川倉庫となった(昭和一二年六月一日、『近代・新聞資料(昭和)』)。

「昭和十二年福生村熊川村組合事務報告」(昭和一三年二月二八日付)は、戦争について初めて記述している。

前年ニ比シ(文書)件数増加スルト共ニ、之ガ内容ハ、七月七日支那事変勃発シ、之ガ動員事務ノ複雑ヲ極メ、長期戦ニ備フル国民精神総動員事務ニ於テモ、相当繁雜ナル事甚大ニシテ、各種団体ト共ニ連絡ヲ計リ其ノ実践ニ協力セリ、臨時地方財政補給金ノ配分ニ依リ村税減額ノ結果、村税滞納整理ニ着手シ、年末ニハ其ノ大半ノ納付ヲ見ルニ至レリ

また、一三年二月二七日付「読売新聞」は戦争の影響が拡大する西多摩の状況を次のように報道している。

西郡下も農村労力不足

西郡下の各農村は既報の如く、事変後非常な労力不足を来した上に軍需工業に煽^{あお}られて、平坦部の箱根・福

生・西多摩地方の青少年及婦女子が多数この方面に吸収されているのと、山間部の古里・氷川・小河内方面は、氷川村地先の貯水池関係工事に狩出されている等から、同地方の労銀は一日一円三、四十錢を唱え、比較的低賃な農耕人夫を嫌忌されるに至り、勢いこれが労賃も一円以上を支給せざる限り雇傭されぬ状態であるが、こゝに問題なのは現在の農業経済よりしては斯る高率を支給する場合は収支償わぬ結果、農業経営の縮小の余儀なき重大岐路にあるが、一方事変関係の農作物は多岐なる増収割当されている際、これが経営強化を急務とされているので、農繁期を控えその成行は注目されている

戦争の影響で若年層の就労に大きな変化がみられ、労賃の上昇などから農業従事者確保に困難が生じ、ひいては農業経営に圧迫を与える結果になっていることを指摘している。つまりこの記事から近郊農村型農業経営を主とした従来の村の経営が、岐路に立たされている状況がうかがえるが、こうした状況の中で組合村合併の話が再燃する。なお、合併の経緯については、八章「行政管轄区域の変遷」で触れているので、ここでは省くことにする。さらに農村から軍事工場への、協力体制に変わっていく村の姿も、次の記事からうかがうことができる。

工場転出防止 農村切実の問題

西郡福生組合箱根組合西多摩村地方は、軍都立川に接近している関係から、農村を捨て、軍需工業方面への転職は青年は勿論、中年者にまで及んで、一村三四百名以上に達して、銃後の農業経営は老年者や婦女子により辛うじて行われている実状にあるが、この転向熱は更に青梅地方の一般商店員、機業、製材其の他の工場勤務者にも波及して、各業者は農村同様の労力不足に大恐慌を来たし、各村においてこれが対策を叫ばれているが、はたしてこの工場転出防止が何程までに奏功するかに多大の注目を払われている（昭和十三年一〇月二三日『近

代・新聞資料（昭和）¹⁾

ここでもまた、青年層や中年層にまで及んできている農業離れと軍需工場への転職が、福生をはじめ周辺町村に深刻な影響を与えていることに大きな関心が寄せられていることがわかる。

軍事施設との関係で、次に動きがでてくるのは、一四年七月のことである。組合村役場は陸軍航空本部の要請を受け、軍事施設に関する要談のために村内四三名に、村外四三名を加えた計八六名の地主関係者に対し、土地買収についての通知を発送した（七月三日）。六日には土地買収に関する委員二名を選定し、七日からは測量を開始しはじめた。ついで八月初旬には売買契約を取り交わし、一月中旬には登記完了という有無を言わさぬやり方での土地買収劇であった。その当時八名の地主は、土地使用については承諾したが、断固として売渡しを拒絶した。それはそのまま現在に至っている。買収された二〇〇ヘクタールの土地は多摩飛行場用地となり、翌一五年七月には東京陸軍航空学校が開校、陸軍航空審査部がおかれた。この間の経過については軍の機密のためか、新聞報道などにも詳細を伝えていないので詳しいことはわからない。ただ「昭和十四年組合村事務報告」にわずかに次の記述が残っている。

本年七月ヨリ、福生村地内ヲ軍事施設ノ為、大凡畑山林百五十町歩ヲ陸軍省ニ於テ土地買収ヲ開始シ、本年内ニ全部買収ヲ完了セリ、続イテ熊川村地内ヲ熊川倉庫敷地拡張買収ヲ行ヒタル次第ナリ（略）

また関係者への通知、土地売買価格評価調書については「六編四章一節」の「戦前の農業」を参照。

『福生町』

の誕生

多摩飛行場開設という大事業推進の一方、合併への道はなお紆余曲折を経る。府立十九中（現在の都立国立高等学校）開校地をめぐる福生・熊川両村が互いに敷地予定地を主張して対立したり、任期満了した高崎弥一村長の後任がなかなか決まらず、同一五年四月一六日から八月一二日まで、沢井重五郎助役が村長

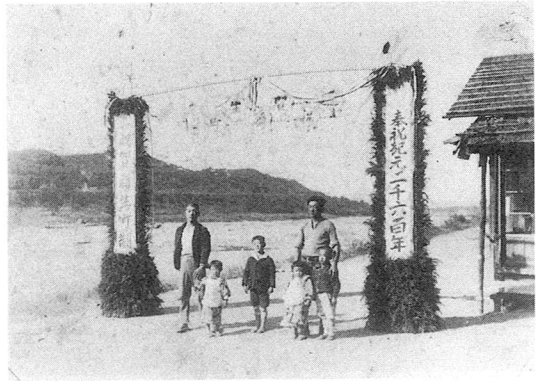


図 V-50 町制施行と紀元 2600 年の祝賀アーチ
(昭和 15 年 11 月, 細谷唯一家蔵)

代理を務める事態となった。これには府が調停に入り和解が成立し、村長には田村和一が選出された。田村は合併後も引きつづき初代町長に就任している。

ところで同年一〇月一八日、府参事会で決定した合併内容は次のとおりであった。

西郡福生村及び熊川村を廃し、その区域を以て「福生町」をおき、これに伴う財産処分は左の通り定む。

(一) 合併各村の区域を以て大字をおき、旧村名それぞれその名称とす

(二) 合併各村財産・組合財産及び学校財産は、新に設置せられるべき福生町に帰属す

できるだけ摩擦を少なくするような内容といえよう。

町制施行の日は一一月一〇日、いわゆる「紀元二千六百年」の祝賀と重なった。この日宮城外苑には海外や日本全国から五五〇〇人の代表参列者が集まり、「紀元二千六百年」の記念式典がおこなわれた。もちろん全国の各市町村においても、小学校の校庭や神社の境内などで式典、山車、囃子神楽、武道会などさまざまな祝賀行事が催され、夜になると提灯行列が出た。この祝賀は、国体の精華と皇威の宣揚、大東亜共栄圏確立を説くための絶好の機会として利用されたが、新生「福生町」は奇しくも軍国国家日本が、威信をかけて挙行した一大国家行事という、歴史の一齣

と重なるようなかたちで誕生したのであった。

第二節 関東大震災と民衆の意識と行動

関東大震災 大正一二年（一九二三）九月一日午前一一時五八分、関東をおそった大地震（マグニチュード七・九）は
の体験 東京や横浜をはじめ、各地に甚大な被害をもたらした。死者・不明者は一四万人を越え、家の全壊焼

失は五七万戸を越えた。史上最大の災害である。東京市の世帯の七三・三パーセント、横浜市では実に九五パーセントもの世帯が罹災したといわれる。軒並みということだろう。「壊滅的」という見出しが新聞のトップをかざった。

東京市に近接する三多摩ではどうだっただろうか。南多摩郡の被害がもっとも大きい。『大正震災志』（内務省社会局）によれば、死者二八名、負傷者四七名を数え、家屋全壊は二〇〇〇戸近く、半壊は四〇〇〇戸近い数になっている。北多摩郡は全壊が一〇〇戸あまり、半壊が六五〇戸あまりでかなり少ない。西多摩郡にいたっては「被害ほとんどなし」との報告になっている。ただ、別の統計（『東京の百年』）によれば、西多摩郡の被害世帯数は二〇戸、罹災者数三戸となっており、皆無ということではなかった。

当時の福生地域の状況は、福生第二小学校を昭和二年に卒業した長谷川宇三郎が、四十数年前を思いおこして書いた「私の住んだ熊川今昔」（『福生第二小学校創立九〇周年記念誌』へ以下『二小記念誌』と略す）がリアルに伝えている。

大正十二年九月一日の大震災のときは、二年生で、内出部落の竹田さんの家の一部を借りて住んでいた。ちょう



図 V-51 関東大震災で崩れた道路
(奥多摩街道) (大正 11 年 9
月 斎藤博撮影 斎藤伊左夫
家蔵)

って返し、七輪を外に持ち出して火を消した。あとで母が、「よく火を消すことに気がついたな」といったが、
案外、大人より冷静に物事の判断がついたのかも知れない。

余震の去らぬ恐怖の一日の夜、東の空は真赤に燃えて、東京方面は、ただならぬ様相がうかがえる。

二期の始業式も終えて家で昼食中の小学校二年生の体験である。縁側から下りられないほどの激しい揺れに足もとをとられている様子がうかがわれるが、恐怖の中にも比較のおちついた状況を見てとれる。子どもながらも火を消す沈静さがあった。福生・熊川の住民の経験は、この長谷川の実体験とほぼ同じような状況であったとみていいだろう。震源地からの距離のためもあったが、沈着に行動することの大切さをも伝えている。

ど、昼食時で、父も川原から家に昼食に来ていたが、突然大きな地鳴りと共に、ガラガラッと地面が大きくゆれ動き、私も縁側から庭にとびおりようとしたが、はげしい震動のためにとびおれなくなっていたとき、竹田の平さんが、私を縁側からおろして庭の堆肥の上にあけてくれた。地震が静かになるのを待って裏の方に行ったら、孟宗竹やぶの中に家の者もみな無事でいた。昼食の湯沸しのために七輪に火をおこしていたことを思い出して、また家の中にと

流言蜚語と

この激震のこわさよりもっと大きい恐怖が、実はそのあとからおこってきたのである。長谷川の覚え

自警団

書きのつづきを見てみよう。

あけて二日になって、朝鮮人の暴動が東京に起り、すでに先発は拝島九ヶ村水門まで押寄せて来たというデマが乱れとんで、村でも屈強な男衆は警戒にあたることになり、自警団が組織され、合言葉も「熊」「川」ときめられ、おのおの思い思いの身仕度で、竹槍やりよう銃をもつ人、父もみのを着て、麵棒をもって出かけた。父は棒術の心得があったのだろうか……。今でも、その時の麵棒がある。それを見るたびに当時のことが強い印象となっているのか、はつきりと思い出される。

朝鮮人虐殺につながる流言蜚語の伝播である。暴動などおきてもないし、先発が拝島まで押し寄せてきたこともまったくないのだが、その根拠のないデマやうわさが「乱れとん」でいた。そのことを疑ってかかる余裕もなく、人から人へと次々と伝わり、恐怖心を加速度的におこした。

このデマも最初は富士山が大爆発したというような自然現象になぞらえたものだったが、どこから変化したのか、朝鮮人が騒いでいるとか、井戸に毒を投げ入れたとかいう話にかわり、それでは地域をまもらなければという発想に転化していった。情報機能がほとんど停止状態の中での流言蜚語は、うわさがうわさと呼ばび、拡大再生産されて伝わり、またたく間に民衆の心理状態を異常な形にかえていった。『マス・ヒステリア』状態といえる。

屈強な男どもがすぐさま警戒にあたりはじめた。ここでどこからの指令もうけたわけではないのに、自警団が組織される。村境を警戒する目的のために、身仕度をととのえ、さらに武器になるもの、それは竹槍であったり、猟銃であったり、場合によっては日本刀やピストルまで持ち出して警固した。長谷川の父のように丸い麵棒まで武器がわり

に持ち出してかけつけている者もいる。警棒のようにして使おうとしたのだろう。襲まで着こんでの「出陣」となった。ここまでくると、もはや誰も冷静さを失なっていた。また、そうした地域の異常な反応ぶりに誰一人異議をはさむこともなかなかできなかったにちがいない。二年生の子どもは出陣する父を見送るような気持で、その光景をじっとみつめていた。だからこそ、のちのちまでその麵棒とその光景が重なってみえたのだろう。

「熊」といって、「川」と答えられないものは疑われたにちがいない。自警団は道筋に検問所のようなかたちでたちふさぎ、この合言葉をいわせたのだろう。こうした自警団は三多摩各地でも数多くでき、警戒にあたった。警察や軍隊など官憲とは別に、在郷軍人会や青年会、あるいは消防組など地元のメンバーが中核となって組織された。

デマを信じた周辺地域の状況

福生からさらに西の水川村（奥多摩町）でも、奥氷川神社の秋祭りの最中であつたが、地震がおこり、さまたあとのデマの恐怖が「祭りどころではない」という状況を生みだしている（『奥多摩町誌』）。「大勢の朝鮮人が暴動を起して押寄せてくる。もう青梅では戦っているというのだ。みんな青くなった。川井の大正橋へやぐらを組み、ここで攻勢を食止めるという。大丹波からは、猟銃をもった鉄砲隊がくり出した。猟銃を持っている人は全員出動ということなのだ」と。「青梅で戦っている」などとしやかなデマが住民の恐怖をあとおり、その対策に鉄砲隊登場となった。

また、北多摩郡の神代村（調布市）の消防組の日誌には次のように記録されていた（『神代村消防組第九部日誌』、『調布市史研究資料V——行政史料に見る調布の近代』）。

九月二日 午後五時頃不逞鮮人襲来ストノ流言アリテ、直に夜警ノ準備ヲナシ、村内総出ニテ字内ノ各要処ノ
ニ配備ヲナシ徹夜ス

九月三日 日夜警戒ス、村内総出ニテ（帝都近県ニ戒嚴令ヲ施行セラル）

午後八時頃、入間ヨリ入間明照院付近ニ怪物現ハレ、武器ヲ以テ抗シテ負傷トノ報アリ、直ニ警鐘ヲ乱打シ、全員ヲ集メテ応援準備ヲナシ、現場ニ役員馳セ行ク（略）

九月四日 此朝、金子避病院付近ニ鮮人有、応援頼ムノ報、金子ヨリ来リ、直ニ全員出勤ス、虚伝ニテ帰ル、出場員不満々タリ（略）

流言蜚語の対応に消防組がかりだされ、「村内総出」で徹夜の警備をしていることが、手にとるようにわかる。あるときは「怪物」という表現になり、また「鮮人」といういい方で警戒を強めている。どちらもまったく根も葉もないうわさにすぎないが、消防組全員がその虚伝に翻弄^{ほんろう}されている。

南多摩郡日野町の宇津木繁子は「カントウ大地震日記」なるものをつけていた（『日野市史史料集』近代2）。「鮮人暴動のさわぎ初まる^{マツ}」という記事は、やはりこの日記でも九月二日の夕方であった。

町民驚きて、一同手に／＼竹槍等携へて夜番をなす。（略）、鮮人の入込し時は反鐘^{マツ}をつきて合図すると云事になつて居た折から二時頃盛に反鐘をつく、一同の驚きは一方ではなかったが、暫くして鮮人ではなかったと聞き、一先安心したが、恐る／＼又一夜明す

九月三日（略）前の理髪店を借りて仮事務所を開き、青年、在郷軍人、消防隊総出して夜を徹し、鮮人の番をなす（略）

日野市でも同じように、青年や在郷軍人、消防隊が自警団のような組織をつくって、寝ずの番の態勢をとっている。また町長が、九月三日に各消防支部長にあてて「不穩鮮人警備ニ関スル件」という一通の文書を出している（前同史

料集)。それによれば、「今後なお引き続き警戒の必要があると思われるので、青年団、在郷軍人分会などと協議の上、警備には万全を期し、一般町民を一日も早く安心させるよう尽力願いたい」という趣旨である。そのためには「軍隊の派遣を申請」している。つまり、行政が先頭をきって、流言蜚語を信じ、その対応は拡大の一途をたどっていったことがわかる。

民衆の差別意識と 朝鮮人虐殺事件

福生の様子のほかに奥多摩・神代村・日野町と三か所の実状を当時の記録などでみてきたが、天災のあとの流言蜚語による恐怖は尋常のものではなかった。どの地域も村をあげて真剣に対応していたのである。こうした地域や民衆の反応が、場所こそ違いが陰惨な事件をひきおこしていたのである。数千人という単位での「朝鮮人虐殺事件」が、こうした自警団や民衆の手で引きおこされていた。三多摩地域の実状についての詳細は不明であるが、もしそうした事件にならなかったとしても、民衆の手にした武器は相当の殺傷能力を持つものであったことを考えれば、紙一重のところであったといえる。朝鮮人ばかりではない、このとき六〇〇余名の中国人も犠牲になった。「主義者」といわれた社会主義者も、この混乱に乗じて殺された。

関東大震災の本当の怖さは、マグニチュード七・九だけにあるのではなく、地震が少しおさまったあとの「人災」ともいえる、こうした無法な虐殺事件を引きおこした民衆の意識である。そこには明治以来、日本人が次第に精神の奥底にためてきた、朝鮮人への差別意識と偏見の裏返しがつづっているのである。なんの根拠もなく、一般民衆が一方的に「不逞」とか「不穩」「暴動」「襲来」という言葉を、日記や記録に平然と使っている背景には、こうした差別意識が大震災というときをとらえて、浮かび上ってきたといえる。

第三節 「政治青年」の誕生

政友会と非政友派　ここで三多摩近代政党史を概観するわけにはいかないが、一八八〇年代、三多摩各地をまきこんだ自由民権運動以来、その時々の中政の動きに影響をうけながら複雑な動きを示した。自由民権から

三多摩壮士、自由党から憲政会→政友会という単線型で進んできたわけではけっしてなかった。明治末から大正・昭和のはじめにかけての政友会の動きにも、「三多摩は政友会の金城湯池」というレッテルに疑問を持たざるを得ない状況を呈していた。明治三三年（一九〇〇）、伊藤博文を党首にした立憲政友会が結成されるが、それ以後三多摩政界も政党間の人脈の変化を生じたりした。しかし、立憲政治形成期の地方政界を追求した梅田定宏が指摘するように、「地域利害の対立がある以上、すべての政治勢力がひとつの党派にまとまるのは難し」かった（『三多摩民権運動の舞台裏』）。政友会結成後も非政友勢力は残存し、再生産されていたといえる。

大正四年（一九一五）三月の衆議院議員の選挙戦を伝える「週刊中央新聞」（大正四年三月二五日）は、三多摩の情勢を分析しているが、政友会の領袖りようしゅとして村野常右衛門は三多摩各地を連日のように巡回してまわっていた。そして「天下の安危」は「諸君の一票に在り」と檄をとばしている。

西多摩郡については森久保作蔵を候補としており、「今や全郡風靡、一人の敵もなく、全くの独占舞台」と樂觀視した記事となっているが、分析対象となった吉野（青梅市）・五日市・平井（日の出町）・菅生（秋川市）の各村の情勢は、どの村も反政友派の動きが活発であった。吉野村では、高木正年一派の切崩し運動があり、五日市町でも、高

本の政友会批判の政談演説会が開催されていた。平井村は「政友会に対して不平を懐ける二三の策士」が動きまわっていたし、菅生村は「私^{ひそ}かに官僚派の走狗が忍び込み、自派の為に何事か画策する処」があったとも伝えている。いずれも一掃して、森久保で全村固まっているとの報道であるが、選挙結果は政友会の大敗に終わった。

この選挙は権力維持のために、大隈内閣がさまざまな手段を駆使して勝利した戦いであったが、三多摩政界での政友会の地盤もけっして磐石なものではないことを露呈した。ここでは福生地域の状況を掌握できなかったが、おそらく前述の四か村と同じような情勢であったことが推測される。

西多摩郡青年民 政倶楽部の誕生

結成は昭和三年（一九二八）か四年のことと推測されるが、西多摩の青年層を中心に、政友会とはまったく別の新しい政治の動きが表われてきたのである。政友会内閣打倒を叫んでいるところから、立憲民政党の地域青年政治組織とみることができる。

会則第一条は「覚醒セル西多摩郡下ノ青年ニシテ、民政党ノ主義綱領ニ遵^{したが}ヒ、憲政有終ノ美ヲ済^たス」ことがうたわれている。三多摩でのこうした新しい動きは、すでに大正一五年（一九二六）三月、立川ではじまっていた。「虹溪会」という組織が結成され、「先輩のつた壮士の武勇に代わる、よい立憲的言論の力によって新時代の要求に備え」といこうとするものであった。それは「三多摩雄弁連盟」と改称され、新しい青年政治家を育てる『政治学級』といえるような役割を果たした。大正末から昭和のはじめは、旧来の古い型の壮士は排撃されて、「新しい政治青年の生れ出する陣痛期」（佐藤孝太郎『三多摩の壮士』）だったといわれている。

西多摩郡青年民政倶楽部も大きくいえば、そうした三多摩政界の変革の流れの中で生まれてきたといえるだろう。発起人メンバーは会則に記されているだけで二町一組合二〇村から結集した七五名（戸倉・東秋留・大久野の各村は

村名だけで会員名記載なし。満二〇歳以上の青年が条件。もっとも多い会員を擁するのが調布村（青梅市）で一〇名、以下、吉野村・西多摩村の各七名、箱根ガ崎組合の六名、青梅町の五名の順。現在の市町村の枠でみると青梅市が三四名とずば抜けて多い。以下秋川市・羽村市・五日市町の七名である。

福生からは福生村の三名（加藤藤市、出本久治、田村富十郎）と、熊川村の二名（斉藤菊蔵、斉藤真一）の計五名である。これらのメンバーの村内での位置や、階層については不明なところが多いが、名望家とはいえない中間層と推測される。

西多摩郡青年民政倶楽部会則

- 第一條 本會ハ覺醒セル西多摩郡下ノ青年ニシテ民政黨ノ主義綱領ニ遵ヒ憲政有終ノ美ヲ濟スト共ニ會員協力思想、信念ノ向上ニ努メ相互ノ親睦ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ西多摩郡青年民政俱樂部ト稱シ郡内ニ居住スル滿廿歳以上ノ青年ニシテ本會ノ主義目的ニ賛同スル者ハ會員タル事ヲ得
- 第三條 本會ノ事務所ハ青梅町中町三二番地小林審雄方ニ置ク
- 第四條 本會ニ左ノ役員ヲ置キ任期ハ各々一ケ年トス
但シ再選スルモ妨ナシ
- 一、會長 一名
二、副會長 二名
三、幹事 若干名
四、評議員 若干名
- 第五條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス
副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
幹事ハ正副會長ヲ佐ク會務ヲ處理ス
會長ハ幹事中ヨリ常任幹事十五名ヲ指命シ庶務、會計、記録等ヲ分掌セシム

図 V-52 西多摩郡青年民政俱樂部会則（部分）

三多摩において、民政党系、あるいは非政友系の強いのは八王子と北多摩郡域であったが、西多摩にも中核的な組織ができたといえる。それも普通選挙以降の新有権者層に幅広く支持者がひろがっていったとみることができる。

田中内閣打倒 ところで、この西多摩郡青年民政倶楽部の「趣意書」は、具体的にどのような活動を展開したのだろうか。この点についてはいまのところ資料的に何も残されていないので、その実態を把握することはきわめて困難である。ただひとつ、「趣意書」が残されていたので、「志茂一町会文書」、何を行動しようとしていたかを、のぞくことはできる。

西多摩郡青年
民政倶楽部 趣意書

混沌タル我國ノ現状ニアリテ生活ノ安定、福利ノ増進ヲ論ズルモノ頗ル多シ。而モ其ノ常套的論議ニ對シ、國民大衆ノ一顧ダニセザル所以ノモノ何ガ爲カ。是レ現代政治ノ衝ニ當ル者「政治ハ正義ナリ」トノ根本概念ヲ没却シ、國政ノ中樞ヲ逸シ、代議政治ノ走狗ヲシメントスルトコロニ惡弊ヲ包含ス。現内閣ノ如キ好個ノ例ト謂フベキナリ。其ノ事ヲ執ルヤ重責ヲ盡スノ誠意ナク、其ノ職ヲ行ナフヤ時務ニ當ルノ定見ナシ。

第五十四議會解散ニ於ケル非立憲的行爲、其ノ組閣ノ使命タル對支外交、財界ノ安定等重大責任ヲ帶ベル諸問題ヲ完全ニ遂行セルヤ。議會解散ニ於テハ國民ヲシテ議會政治ノ何タルヤヲ知ラシメズ、對支外交ニアリテハ無用ノ出兵ヲ敢テシ、友邦支那國民ノ猜疑ヲ挑發シ、國威ヲ失墜シテ顧ミル處ナク、財界安定策ニ於テハ一時ヲ糊塗シ、何等確タル方針ナク、徒ラニ世ノ嘲笑ヲ招キ、毫末モ顧ミズ、經濟界ノ混亂ハ國民ヲシテ塗炭ノ苦ヲ嘗ノシムルノ状態ナリ。更ニ其ノ人事行政ニ至ツテハ、實ニ傍若無人、眞ニ驕暴ヲ極メ、政權ニ吸々タル現内閣ハ府縣職權直前ニ空前ノ地方長官更迭ヲ

図 V-53 西多摩郡青年民政倶楽部「趣意書」(部分)

「國民大衆ノ一顧ダニセザル」田中義一内閣への厳しい批判の言辞にみちた趣意書は、①非立憲的行爲、②山東出兵にみる對支外交の失敗、③世間の嘲笑を招いた財界安定策、④普選を前にした地方長官更迭、⑤選挙の際の圧迫干渉、⑥地租委譲の延期、⑦膨張財政、⑧鈴木喜三郎内相の議會政治否認の声明書など数かぎりない田中内閣の悪政をやり玉にあげ、その「不徳、無定見、不誠意」を鋭く批判している。こうした内閣をいつまでも放任しておくわけにはいかない。それは「我等青年ノ双肩」にかかっているといて、内閣打倒へ向けての行動に立ちあがるよう蹶起^{けつき}をうながしている。

現状の政治状況を冷静に見、その問題点をひとつひとつあげながら、失政を突くというこの趣意書は、おそらく、青年民政倶楽部員の筆になるものではないが、この趣旨に賛同を示して七五名あまりの青年が結集した意義は大きい。そこには現政府批判もさることながら、憲政の常道、政党政治のあり方、社会正義、人類愛といった理想主義的な日本の社会像や、そうした政治を求める青年層の共感が含まれているとみることができ。

ただ、この趣意書には、三多摩の「地方利益」と結びつく言葉は一行もなく、また、都制編入問題をかかえて三多摩の行政や議員を陳情にはしらせていたことにも、まったく触れていない。この倶楽部が地域の切実な問題と、どう

関連していたのかについては不明である。横関至が香川県例で実証（「一九二〇年代後半における民政党の民衆把握」、『歴史学研究』五五八）したように、民政党の地方支部は地域問題の改善に積極的にとり組み、現状改革を迫る政策体系をもっていたとの論は、西多摩の倶楽部ではまだ実証はできない。

西多摩郡青年民政倶楽部の詳細な紹介と解説は、「三多摩近代政党史の見直し」（『みずくらい』・15）で、おこなっているのので、参考にしてほしい。

第四節 立ち上がる小作人たち

三多摩の小作人の動き まだ第一次世界大戦が終了していない大正七年（一九一八）、あまりの米価高騰に不満が爆発し、富山県魚津町の漁民の妻たちが行動をおこしたのが、「米騒動」のはじまりであった。それをきっかけにし、

全国へと一気にひろがり、労働争議をも点火した。農村では、米穀商との対立から地主層への襲撃へとかわり、小作争議を激化させた。

三多摩の中でも、もっとも早く立ち上るのは、南多摩郡忠生村（町田市）の小作人たちである。大正九年のこと、「従来一反歩七円の小作料を今回急に二十割値上され」たことに端を発して、忠生村木曾の小作人たちが地主との交渉を開始した。結局、その年の収穫をみて半減することを約束させたが、警察がその煽動者の調査にのりだしている（『国民新聞』大正九年八月一〇日、『三多摩社会運動史料集』）。

一方、その年の十一月、同村小山田でも小作人たちが小作料値下運動をおこなっている。地主側がなかなか要求を認

めない。「労働会」という組合のような組織を結成して、集団交渉をはじめている。これらの動きが前哨戦である。三多摩で本格的な小作人組合ができるのは、その翌年大正一〇年の末のことである。北多摩郡府中町の矢部甚五を組合長として、四八〇人の組合員を擁する「府中町多磨村小作組合」が結成され、小作料四割減免請求を地主側に求めた。その目的は「本組合ハ農事ノ改良発達及地主小作人ノ協調ヲ以テ主眼トナシ、小作条件ノ不当ヲ改善シ、之ヲ生活ノ安定ヲ期スル」ことが、申合規則第二条にうたわれている（『府中市の歴史』）。小作条件の不当をチェックし、「地主にして不当なる小作料の引上げをなす場合は協力一致、適當の対策を講ずる事。但し温情なき強制主義的地主に対しては別途の方法を以て反省を促す事」と第八条に明言している（「小作人・一」、『三多摩社会運動史料集』）。「別途の方法」が何を指しているかは不明であるが、実力行使も辞さないということだろうか。冊子「小作人」はこの組合の設立を詳細に伝えているが、「この地は北多摩の中心にして、自由民権の発祥地なのだ。そして、当年の志士は現在の地主となつてゐる。政權爭奪は地主共をして今でも夢中ならしめるに足りるものだ。これに反して政治から何んの恩恵をも受ける事のない小作人には興味のない事」だということを、忘れずにつけ加えている。自由民権運動から四〇年後、かつての志士たちが地主として小作人に対峙している構図を、皮肉をこめて伝えている。民権家たちがもっとも関心をもち、自らもその世界に身を投じた「政治」というものから、「何んの恩恵」もうけていない小作人の怒りともいふべきであろう。

府中町や多磨村の動きは三多摩各地にひろがっていく。まず、この動きとはほとんど同じ頃、南多摩郡日野町でも小作人が立ち上っている。翌大正一一年には、南多摩郡小宮村（七月）、北多摩郡国分寺村の榎戸新田・野中新田（一二月）、南多摩郡由木村下柚木（一二月）、同郡忠生村木曾（一二月）などで争議が続発している。さらに関東大震災

の年（大正一二年）には、南多摩郡多摩村和田（二月）、北多摩郡立川村（四月）、南多摩郡小宮村西中野（十一月）とつづき、一二月にはじめて西多摩郡にも飛び火する。

熊川村の小

作争議

西多摩郡熊川村で地主と小作人が対立し、争議となるのは、この一連の三多摩農民運動史の中でとらえることが必要である。前述したように（一章四節「土地復権運動遊説への反応」）、熊川村では、明治三九年（一九〇六）にすでに小作人が、土地を取り上げようとした地主に対して「同盟排斥」の手段に出、厳しい対立を経験していたが、それから一七年後の大正一二年に、南多摩や北多摩各村の農民層の動きに触発され、再度、同じ地主に対して西多摩郡内では、はじめて小作人たちが立ちあがった。実は、熊川村ではそれから一二年後の昭和一年にもう一度、同じ地主と小作人間の争議が勃発しているのである。ということは、事件のおこるたびに弥縫策（びほうさく）を積み重ねてきただけで、根本的な解決というかたちにはならなかったとみることができる。

大正一二年の争議についての詳細は不明であるが、わずかに「読売新聞」の「武州版」（大正一二年一月一六日付）が次のように伝えている。

熊川の争議悪化、小作地全部返還

過般勃発し、目下紛擾中の西多摩郡熊川村の小作争議は、地主石川弥八郎氏に対し、島田馬助、清水音次郎外六名の交渉委員をあげ交渉中であつたが、十三日午後九時頃全く断絶したので、小作人は全部土地返還に一決、種種協議中で、同村内田伊十郎、児島七五郎両氏調停にたつ事になったが、至難の模様である

「争議悪化」とあることから、すでに相当長期にわたつての対立であろう。地主に対して小作人の代表六名が交渉委員となつて直接交渉にのぞんでいる。結局は「断絶」というように決裂してしまうが、小作人たちは衆議一決、す

べての土地を地主に返還するという強行手段に出た。小作人の動きの方が、集団で動いているだけ迫力がある。小作人からこぞって土地を返却されても困るのは地主の側である。そこで福生村・熊川村組合の組合会議員の登場となる。熊川村から選出されている内出猪十郎（内田伊十郎は誤記であろう）と児島七三郎（新聞では七五郎となっているが、七三郎の誤記かもしれない）の二人である。このとき、内出は五三歳、児島は四五歳であったが、村会議員として地主と小作人の間に立っての調停に乗りだしている。しかし、両者の間の溝はなかなか埋められず、解決は「至難の模様」と見られている。これだけの新聞報道であるが、村議まで巻きこんでの一大争議になっていたことは、間違いない。

この頃の農民運動の全体の動きについては、昭和恐慌前と後と、大きく二つにわけて考えてみる必要がある。前については、農民的小商品生産が発展していた近畿地方を中心に、比較的大規模で、全村規模となった争議が多く、ほとんどが小作料減額を求めている。これに対し、恐慌後は東北中心となり、個別分散的な争いが多く、地主の土地取上げ要求に対して、小作契約の継続を求めるといった、どちらかというと消極的な争いとなっていた。

熊川村の争議は、もちろん恐慌前であるので、小作人の強硬姿勢が目につく。地主の側の泣きどころを攻める戦法をとっていたといえる。小作人たちが一致団結して事にあたると、たとえ地主といえども妥協せざるを得なくなる情勢がある。長期間、ねばり強く交渉ができたということは、それだけ熊川村の小作人たちの連帯が強かったということであろう。

この争議の結末については推測するしかないが、全土地返還という事態に、地主の妥協策が示されたのではないだろうか。

大恐慌後の 福生の騒動

昭和四年（一九一九）一〇月、アメリカからはじまった恐慌は、欧米各国をはじめ全世界に大きな衝撃を与えたが、最初たかをくくっていた日本へも、例外なく大きな波が押し寄せてきた。金融界への影響をはじめ、中小企業、独占資本、労働者、農民とおしなべて経済混乱の中に巻きこまれた。

この時期の小作争議は北部に移行する傾向を示し、これまで争議の少なかった東北地方で驚異的な数をかぞえた。昭和のはじめの争議発生件数は、全国で一〇〇〇件台だったものが、昭和一〇年には六〇〇〇件以上にもなっている。主な原因としては地主側の一方的な土地の取上げがあった。土地をとられてしまつては、小作人の死活問題にかかわる。生存権をかけた闘いになるのは当然であった。

こうした全国的な状況の中で福生村で騒動がおこった。税金滞納者に対して村役場が強行手段にでた際に、村民が激昂して、二〇〇余名が手に手に棍棒をもって役場に殺到し、村長にはげしく詰めよつたという事件である。

「社会運動新聞」（九二五・昭和七年一月二十九日）は、このときの様子を次のように伝えている。見出しは「税金督促に激昂し、農民、役場に殺到」と、センセーショナルな表現になっている。

東京府一市三郡の農村は全く疲弊のどん底にあり。各町村とも税金滞納から村政の運行に支障を来しているが、西多摩郡福生村では、大正十四年以降、八ヶ年に亘る税金滞納から村理事者も悲鳴をあげた末、過般来、村長井上久右衛門は中沢書記を伴って、「廿五日限り、納入せられたし」と滞納各戸を歴訪して、最後の通知を発し、^{いよいよ}弥々滞納者の大整理を断行せんとしたところ、村民は激昂し、二十四日午後二時、農民二百余名は棍棒を携えて村役場に殺到、井上村長に詰問する等、大混雑を呈したので、青梅署員が急行、たけり立つ農民を鎮撫して漸く午後五時頃解散させたが、今後の成行も重大視されるので引続き青梅署員は警戒中

村稅徵收額

總合 六八五五 六一六五 外埠納 一七三五四 一延元 一六八四人

福生村 四二七五 五八 外埠納 一八四四 一延元 七三人

德川村 三八七五 五八 外埠納 一六六三 延元 三六人

計 一五四五 六六 淨納 四五五七 一延元 六三人

稅外諸收入 二六四七

小學校授業料 福生 五五五八
德川 九三六六 計 五五五四

諸稅徵收額

村稅前揭(通)

國稅 福生 四八二五 德川 五五五八 計 六六六三 總額分 一四三六

恒外聯納報費 福生 五五五八 德川 五五五八 計 一一一〇人 延 一〇人

有稅 福生 五五五八 德川 五五五八 計 一一一〇人 延 一〇人

恒外聯納報費 福生 五五五八 德川 五五五八 計 一一一〇人 延 一〇人

新葉(蘭)子

図 V-54 村税徴収額（昭和6年事務報告）

ら大部分の農民の生存をおびやかすことになるという深刻な状況を呈していた。割合になる。半数近い数になろう。事態は村政の運行に支障をきたすことになったが、反面、督促、整理を断行した

事実、この時期の村税、府税、国税の滞納状況をみると（「村税変遷表」、「国税・府税変遷表」、「近代」）、昭和六年のデータであるが、村税については、徴収税額四二七〇円あまりに対して、滞納額は一八〇四円という数字を示している。つまり村税の三〇パーセント近い額が滞納になっている。また、府税については、徴収税額六五九七円に対して、滞納額は七三二円と一〇パーセント近い数字になっているが、滞納人数は三五五人にものぼっている。六五七戸の戸数の村で三五五人の滞納者を出しているということは、五四パーセントという高い数値となり、村民の

明治一七年（八六四）の困民党事件の場面を再現するような事態となった。滞納者が督促をうけるのは当り前のことだし、行政側も村政の窮状を考えれば、やむを得ない処置であった。しかし、こうした村行政と村民の近代的法關係を盾にした行政処分では、村民を納得させることは不可能であった。強行すればするだけ、抵抗も激しくなっていた。事件前年の昭和六年の福生村の戸数は六五七戸で、男二〇六一人、女一九五三人、計四〇一四人である。六五〇戸ばかりの家のうち、農民以外をのぞいて考えると、二〇〇名を越える参加者ということは、三軒に一軒以上という

半数以上が、なにがしかの府税の滞納をしていたことになる。国税については滞納者はわずかに一〇人ということなので、地方税の滞納者が圧倒的に多いということである。

このように実際のデータも、厳しい現実を示している。二〇〇人からの農民が自分たちの生活権、生存権を守るために棍棒を武器に一斉蜂起するには、このような背景があったからである。税額の総額でも府税の七三二九円をトップに、村税六〇七九円、国税四八四一円となり、府税が抜きんでている。それだけ府税の負担が大きかったということだろう。

熊川村の第三次の小作争議 熊川村に三回目の小作争議がまきおこったのは、関東大震災の年の二次から数えて一二年目の昭和
一〇年（一九三三）八月のことであった。

陸軍航空本部補給廠建設のため、陸軍が熊川村字武蔵野の山林と畑、計二三町歩を買い上げる際に、その敷地内の小作人二三名が小作取上げの実質補償を求めておこした争議で、最終的には小作人たちが裁判所に、地主と近衛師団経理部を相手取って訴えをおこす事態に発展した。石川弥八郎他七名の地主に対して、小作人の代表・平井市五郎他二名が参加した。

小作人側は平井市五郎を代表にして、石川長次郎と、それに全国農民組合（『全農』）の島田歌、福島茂一の四名を代理人として、地主側との交渉をはじめた。小作取上げに対して、「換地」、「物件買上補償」、「離作料」の要求項目をかかげ、地主とねばり強い交渉に入ったのである。

ここで注目すべきは、全農の支援を全面的にあおいでいることである。大串夏身の研究によれば（『三多摩社会運動史料集』の解説）、三多摩には、昭和恐慌期前後に全農と日本農民組合総同盟（『日農総同盟』）の二つの組織が浸

透してきていたが、全農はまず日野に進出し、昭和六年、南多摩郡鶴川村（町田市）におこった小作争議を指導し、大きな成果をあげた。「この争議以降、小作人は地主の不当な土地取上などの動きに対して泣き寝入りすることなく、一人であっても対抗し、日農総同盟や全国農民組合に支援を求め闘うようになった」（前掲、大串夏身解説）という。また同じ頃、八王子に全国農民組合系の東京府連準備会（「総本部派」といわれる）が結成され、「小作料減免」、「土地取上反対」、「生活権擁護」、「反ファッショ」の四大スローガンをかかげて『戦闘的な闘い』（前掲、大串解説）を展開していた。

もう一方の日農総同盟は立川を中心に組織の拡大をはかり、「地主の攻撃に対して小作人の利益を守ることを第一の目的としていた」（前掲、大串解説）。

ここでとり上げている熊川村の第三次争議には、鶴川の小作争議を指導して実績のある全農が、積極的な支援をおこなったのである。当然ながら簡単には引きさがらない。そしてついに小作人たちは、東京地方民事裁判所へ調停の申立て（八月一九日）をおこなった。

その申立て文が残っているが、それを見ると、この争議の実情がわかる（『近代』）。つまり、陸軍用地買上げに際して、小作人たちは「既ニ買売契約成立済」みになってから、村当局からはじめてその話を聞いたという。これに対して小作人側は激しい怒りをもって立ちあがったのである。「何等一言ノ交渉」もなく地上の物件を査定し、さらに「七月末日以降ハ耕作物ヲ引払ヒ」、ついに作付け禁止の通告を一方的に地主側から受けとる。小作人側は「生活ノ脅威ヲ感」じ、しかるべく換地を「嘆願的ニ要求」した。つまり、生活権がいちじるしく脅かされると認識し、その補償の換地を要求したのである。「先祖伝来、血と汗で耕作した土地を離れ、血の出るような思いで作ったものを、

断り位で取り上げられては黙して居られません」（読売新聞、昭和一〇年八月二〇日）という切実な思いがこめられていた。「嘆願的ニ」という表現に、小作人側の弱い立場がかいま見えるが、結局はそんな交渉ではまったく埒が明かなかった。

また、該当地域内の畑地の中には、小作人が自力で山林を開墾し畑地としたものがあり、またすでに六〇年以上も耕作している畑地もあるという。一〇年以上も連続して耕作している畑地を、一方的に取上げること強い抵抗を示し、「耕作権」を主張する。換地がないならば「作離料」を払えというのだ。その場合、自力開墾で十か年以上の小作者と、自力開墾ではないがやはり一〇年以上の小作者には、反当り金一〇〇円、それ以外で一〇年以上の小作者には七〇円、五年以上は二〇円を要求した。これはその時点での地上耕作物の補償料とは別に支払え、という強い要求であった。

小作人が調停申請

補給部立川支廳擴張用地問題

血と汗を流した土地

西多摩郡立川町荒井二町歩の補給部立川支廳擴張用地につき同村平井市郎氏外二名の小作人が耕作権を主張する。換地がないならば「作離料」を払えというのだ。その場合、自力開墾で十か年以上の小作者と、自力開墾ではないがやはり一〇年以上の小作者には、反当り金一〇〇円、それ以外で一〇年以上の小作者には七〇円、五年以上は二〇円を要求した。これはその時点での地上耕作物の補償料とは別に支払え、という強い要求であった。

図 V-55 小作人の調停申請の記事
(昭和10年8月20日「読売新聞」)

ここに、島田と福島の二人の全農からの支援者の指導を見ることができる。小作人たちだけでは、ここまで徹底した要求は出せなかったかもしれない。八月一九日に出されたこの申立て書により、裁判所での調停がはじまるのだが、九月になっても「地主・小作人が睨み合ひの形となつてゐた」（『社会運動通信』昭和一〇年九月二日、『三多摩社会運動史料集』）。そこでついに九月二四日、「小作争議懇談

会」開催となる。場所は熊川村青年俱樂部である。参加者は、地主・石川他一名、小作代表・平井、全農の島田、福島、村当局から井上村長と浜中助役他二名、買収促進委員・児島七三郎他六名、区長・森田秀治他二名、隣村有志・西多摩村長の指田茂十郎という、総勢二〇名である。当事者の地主と小作代表のほかは、村当局、促進派、区長、隣村村長などで、メンバー構成からいえば、小作人側には不利であった。案の定、村当局からは「両氏（全農の二人のこと）の意志は尊重するから、村役場に交渉権一切を委任して貰いたい」と、全農指導の切り離し作戦がはかられた。また、そこには「事、軍部に関する問題であり、これによって目前に迫った工場拡張工作に頓挫を来すが如きことあっては、村将来の発展を約束すべき好機を逸するもの」（『読売新聞』昭和一〇年八月二〇日）になるという、村当局の思惑が働いていたこともまた事実である。

ここで全農の二人は、換地や作離料など要求が通らない場合は、「是非共、本村に設置される軍衙で人夫などが必要の場合は、就職優先権を付与されるよう、村当局の努力を望む」と、なかば腰くだけのような妥協案を提示する。「社会運動通信」では「飽迄、生活権の保障を要求」と報道されているが、これではたして小作人層の『生活権』を守るのかどうかは疑わしい。「努力を望む」という弱気な表現にそれは如実に表われている、といってもいいだろう。

しかし、この案に対して懇談会参加者から「異議なく」、結局、裁判所への争議調停は「即日取下げ」という結末となった。島田、福島の二人は手を引き、「円満な解決を遂げた」と伝えられている。熊川村の第三次小作争議はこうした幕引きであったが、全農の『指導』と小作人の『同盟』というかたちの闘いは、事実上、小作人側の敗北であったと指摘できる。

熊川村の地主 陸軍軍用地の用地買収は、小作人の生活権を奪うものであったが、耕作地が減ってしまう中小地主の反対の声 にとっても「生活ノ脅威」となってあらわれた（『近代』）。用地買収は組合村村長が陣頭に立ち、

村の名誉職や地主代表らがこぞって「国家的施設ニ対シテハ、地主ニ於テモアル程度ノ犠牲ヲ払フベキハ当然」と協力体制をつくっていたが、経済的基盤の弱い中小地主の中には、公然と「売渡反対ヲ叫ブモノ」がでてきた。生活をまもるという点では、小作も地主もなかったといえる。村当局はこうした地主に対しても、ある程度の配慮をせざるを得なかった。

売渡したがためにいちじるしい支障があるものに対して（該当者は四人）、売渡価格で代地を譲渡し、なおかつ売渡面積に応じて登記料は村当局が負担するという約束が提示された。しかし、そのうち野島幸次郎と石川清八はその約束取消を願ひ出ている。理由は不明である。この約束を希望したのは石川庄吉わずかに一人だけであったという。戦線拡大に備えての陸軍航空本部補給廠の建設であったが、平穏な農村に大きな傷跡を残した。「国家的施設」という大義名分が、村びと一人一人に強く意識させた結果になったのではないか。小作人も地主も決して満足したわけではなかったのである。

第五節 福生と熊川に敷設された鉄路

1 青梅鉄道の開通

甲武鉄道路線 明治三二年（八六九）四月甲武鉄道が開通し、広大な武蔵野の原を黒い鉄の塊が白い蒸気を吐き、黒延長の請願 い煙を靡かせ轟々と地響きをたて、乗客や貨物を乗せて新宿より立川を通過し、八王子へ進んで行

く姿をみて西多摩の人々、とりわけ福生村の人たちは、どのような思いをいだいたであろうか。福生村ではそれより一年早い二一年に、当時計画されていたと思われる青梅鉄道敷設の計画を中止して、立川より福生方向へ甲武鉄道の延長を、鉄道側へ申込むよう村議会議員二〇名連印で青梅鉄道敷設の發起人に請願している（田村半十郎家文書）。その際村内に設置する停車場の敷地は、村内の有志たちが無償で提供するという議決をし、要望書を提出した。

先般御計画に相成りたる、青梅鉄道会社御出願を止め、同線路へ延長の義は、今般甲武鉄道会社へ御申し込みに相成り候に付いては、私共村内に御設置に相成り候停車場敷地は、当村内有志者において、無代価上納致すべく候間、然るべくよう御申し込みこれ有り候、此段御依頼申し上げ候也

明治廿一年十月十日

西多摩郡福生村

邑会議員廿名連印

青梅鉄道会社發起人御中

このほか北多摩郡、西多摩郡の有志四〇名も、青梅まで延長するよう願書を提出している。しかし甲武鉄道では、すぐに延長することはできないが、別途に鉄道敷設を出願することを示唆され、敷設に対し援助することを約束する。そして鉄道敷設が本格的になったのは、甲武鉄道開通後二年たった明治二十四年、平沼専蔵、田村半十郎、指田茂十郎ほか一三名が相謀り輕便鉄道敷設を出願した。その創立願を記してみる。

青梅鉄道創立願

神奈川県西多摩郡青梅町ハ県下一部ノ市街ニシテ、其地方百貨集散ノ主点ニ之有リ候処、近來社会ノ發達ニ随ヒ東京其他各地ノ交通頻繁ヲ加フルモ、運輸ノ途ハ依然旧觀ヲ改メス、為ニ營業困難ヲ極メ、且同地方ニ頗ル良好ナル数種ノ石材無尽ニ之有リ、近來建築等ノ改良有ルニ伴ヒ、之ヲ他ニ輸出セントスル亦如何トモ為ス能ハス、斯ク良好ノ材料ヲシテ空シク封鎖セラルルノミナラス、弥民業發達スル能ハス甚以テ遺憾無限ノ儀ト存奉リ候、之依リ今般私共發起人ト相成リ、神奈川県西多摩郡青梅町ヨリ同県北多摩郡立川村マテ、大約拾二哩ノ間ニ單線鉄道ヲ布設シ、甲武鉄道会社ノ立川停車場ニ運輸ノ連接ヲ計リ、依テ以テ該地方民業ノ發達ヲ策リ度志望ニ御座候、然ルニ本線ノ義ハ其地勢トシテ、他ニ延長若クハ鉄道ニ連絡スヘキ見込之無ク、且ツ收益上ニ影響スル所亦少カラス次第ニ御座候得ハ、軌道ノ義ハ幅員二呎六吋ノモノヲ布設仕度存奉リ候間、何卒特別ノ御詮議ヲ以テ、右御許可仮免狀御下付成シ下サレ度、別紙目論見書其他略図等相添此段願奉リ候也

明治二十四年

平沼 専蔵

田村 半十郎

指田 茂十郎

[illegible]

図 V-56 明治 44 年青梅鉄道時刻表

内務大臣 品川彌二郎殿

この出願に対しつぎのような仮免状が出された。

假免狀

青梅鐵道會社發起人

平沼專藏

外十五名

神奈川縣西多摩郡青梅町ヨリ、北多摩郡立川村迄鐵道布設出願ニ依リ、同線路實地測量スルコトヲ許可ス、尤モ此免狀下付ノ日ヨリ滿六ヶ月以内ニ、私設鐵道條例第三條ニ記載スル図面書類ヲ調製シ、差出ザレバ此免狀ハ無効ノモノトス

青梅線羽村停車場前
鐵道貨物
取扱所

島田運送店



但軌道幅員ハ將來政府ニ於テ、必要ト認定スル場合ニ於テハ、
相当ノ時限ヲ指定シ幅員三呎六吋ニ改築セシムヘシ、万一会社
ニ於テ該時限内ニ改築セサルトキハ、政府ハ此線路ニ併行シ之

ヲ布設スルカ、或ハ他人ニ布設ヲ命スルコトアルモ、会社ハ之ヲ阻拒スルヲ得ス、尤モ此場合ニ於テハ免許ヲ

取り消スコトアルヘシ

明治二十四年九月十六日

内務大臣子爵 品川 彌二郎

甲武鉄道の立川停車場に連絡することにより、沿線民業の発展を目的として計画されたが、路線の延長やほかの鉄道に連絡する見込みがなく、収益にも影響を及ぼすため軌間は二呎六吋（七六二ミリ）とした。この仮免許は将来政府が必要と認めた場合は、三呎六吋（一〇六七ミリ）に改軌するという条件とされ、改軌できないときは、免許の取り消しもあるという条件で九月一六日に交付された。

仮免許が交付されたことにより、機運が熟し明治二五年二月に会社設立、および線路敷設の本免許下付願いを、創立発起人平沼専蔵ほか一八名で出願する。これに対し先述のように改軌するという条件付きで、同年六月二一日本免許が交付された。

同年七月三日、青梅において会社設立総会を開催し、社名を「青梅鉄道株式会社」として、営業所を青梅町におき、資本金総額一〇万円、株式総数二〇〇〇株として役員を選出し、明治二六年一月一八日を以て、会社設立登記を完了する。

同二七年一月二〇日工事区間を第一工区立川停車場―青梅町勝沼、第二工区勝沼―日向和田を終点とし、工事監督を甲武鉄道建築課技師の菅原恒覧（つねみ）に委嘱して工事を開始した。土地の収用については一部地主たちとの抗争があったが、ようやく青梅―立川間一二哩（約一九・三キロメートル）が同年一月一七日竣工した。運行開始は二日後の一九日、一日四往復で運行され、停車場は青梅・小作・羽村・福生・拝島・立川の六駅であった。

青梅鉄道は鉄道業のほかに、石灰石採掘と販売の兼業で事業をおこなっていた。日向和田の石灰山に対し、田村半十郎、指田茂十郎、小澤太平などにより採掘が明治二年頃から計画されていたが、同三年（一九〇〇）三月私設鉄道



図 V-57 青梅鉄道の客車（明治42年 府立二中生徒）

に動態保存されている。

福生停車場付近も明治三〇年代に入ると、商店ができ始め、五日市や秋川方面から日露戦争に出征する兵士が、福生まで歩いてきて、福生駅から列車に乗って出発していったという。

法の発布により、主務大臣の認可がないと兼業できなくなり、同年一月石灰石の採掘および販売を副業とすることを出願、一二月認可となつて翌年三月に増資を執行した。

日清・日露戦役後の好況に支えられ、「起業全国に興り石灰石の需要又一層の増大を来し、軌条が七六二ミリという軽便鉄道であつたため、立川駅に於て積替えを」せねばならなくなり、一〇六七ミリに改軌することになり、四〇年に着工、翌年二月一八日完成する。改軌することによって、立川駅での貨物などの積替えをする不便が解消した（『鉄道ファン』382号）。

軽便鉄道が廃止になり、不要になつた車両は各地方の軽便鉄道会社へ引取られていった。なお『鉄道ファン』383によると、青梅鉄道から高昌鉄道（秋田県・羽後交通）―雄勝鉄道（山形県・山形交通）へと渡り、青梅鉄道唯一の生き残りとして、「青梅ハ四号」が愛知県犬山の明治村

青梅電気鉄道と青梅線 電化計画は大正九年（一九二〇）一〇月二八日の定時株主総会で正式に決定し、当座は蒸気と電力による併用で運行し、将来は蒸気を廃止することに決まる。

同一〇年一〇月に電気鉄道経営を鉄道大臣に申請、また同年十一月に電気事業法による事業経営を通信大臣に申請し、それぞれ翌年の二月と六月に認可となり、十一月には工事施行認可、工事に着手し、一二年四月七日に落成、検査を受けて同年四月二五日より一日一三往復の運行を開始した。電化により社名を青梅電気鉄道株式会社と改称した。以下は青梅線に關係する主な出来事である。

大正 九年 明治神宮造営用の砂、砂利、玉石運搬のため、福生駅砂利置場から加美一一八五番地先まで、延長約一

四〇〇メートルの間にトロッキ軌条が敷設される

同 一〇年 東京府拝島側線 これは東京府が年間三〇〇〇立坪の砂利を産出する計画で、南公園の南西、多摩川と秋川の合流点付近の河原から、南・内出通り、わかたけ会館西側の墓地の脇を通り、奥多摩街道を横切り、市消防団第一分団詰所裏を抜け、国道十六号線に出て、拝島駅西側の砂利置場まで約四キロメートルの間に敷設され、昭和二八年ころまで稼動していた

同 一三年 青梅鉄道創立三〇年を迎え、記念誌を発刊。福生村では停車場付近の商店主たちが、祝賀委員会を結成し、素人相撲、芝居、花火の打上げなど盛大な祝賀行事がおこなわれた

昭和 二年 大正天皇陵（多摩御陵）造営のため砂利、玉石の採取がおこなわれ、この輸送のため福生駅砂利置場から、河岸積込所の間に砂利運搬用の軌条が敷設され、昭和三四年まで存続した

同 三年 青梅鉄道経営の楽々園遊園地開園（石神前）

同	四年	二俣尾―御岳間、軍畑・沢井・御岳の各駅開業
同	五年	西立川が貨物駅として開業
同	六年	南武鉄道株式会社が立川―西立川間に貨物線を敷設
同	七年	東青梅駅開業
同	一一年	陸軍航空立川支廠熊川出張所（熊川倉庫・横田基地内）の設置が決定、拝島駅構内から同出張所まで、物資輸送のための引込線新設の通達が、近衛師団経理部からある。朝鮮戦争、ベトナム戦争中ジェット機の燃料輸送が増えた当時は二線あった引込線も、次第に利用が減り現在は一線になっている
同	一二年	昭和飛行機工業株式会社ができ、昭和前駅新設（昭島駅）
同	一六年	立川―中神間（後、昭和前駅まで）沿線北側の立川飛行場、昭和飛行機会社などの軍需施設の機密保持のためにこの頃から高い塀をめぐらし、電車の窓には目隠しをし、車内には憲兵が乗り込むという事態が終戦までつづく異状な時代であった
同	一七年	東中神駅開業
同	一九年	青梅鉄道が国鉄に買収され、御岳―氷川（奥多摩）間が未開業のまま、発注中の電気機関車とともに奥多摩電気鉄道も買収された。戦争も激しくなり、陸軍航空審査部に通勤する人びとが増えたため、牛浜駅が新設された。川井・古里・鳩ノ巣・白丸・氷川の各駅を開業、立川―中神間が複線化された
同	二一年	中神―拝島間複線化
同	二七年	留置中の貨車が暴走する事件が発生、小作駅より貨車四両が福生駅まで暴走、福生駅ではホームに電車

第5節 福生と熊川に敷設された鉄路

この年より小河内ダム建設のため、氷川（奥多摩）―水根（小河内ダム下）間に建設資材の運搬貨物車が、昭和三二年のダム竣工まで運行された

東京行直通電車が定期化された

一月四日早朝、西立川駅貨物線に留置してあった燃料輸送用タンク車が暴走、立川駅一、二番線（青梅線発着ホーム）に停車中の青梅線電車で激突炎上し、車両および付近の家屋を類焼した。そして地面に油がしみ込み危険なため、このホームは長期間にわたり閉鎖された。この年鉄道開通九〇年を記念し、

青梅の永山丘陵に鉄道公園を開設した

宮ノ平・日向和田・石神前・軍畑・沢井・川井・白丸の各駅を無人化、氷川を奥多摩と改称する

新性能電車（二〇三型）青梅線へ投入

省エネ電車と呼ばれる二〇一型入る、東京行直通一〇両編成になった、青梅マラソン号運転

東京行直通電車の休日運行がはじまった

国鉄が分割、民営化され、青梅線は東日本旅客鉄道株式会社に移管された

青梅線特別快速電車を新設、東京行直通を増発し、夜間帯にまで拡大

通勤ライナー新設

通勤特別快速新設

地元の資産家たちが地域発展のためにと、情熱を傾けて敷設した青梅鉄道も、国策により強制的に国に買収され、また民営になり、はては鉄道を分割などということになりながらも、青梅線は明治二七年の創立から数えて、本年（平成六年十一月一九日）で満一〇〇年を迎えた。

2 五日市鉄道の歴史

五日市鉄道 会社の設立

青梅鉄道に遅れること二七年、大正一〇年（一九二一）五日市町でも地元の有志たちの間で、鉄道敷設が具体化し、翌一一年五月に五日市鉄道株式会社の創立総会が開かれた。初代社長に内山安兵衛、専務取締役に岸忠左衛門、支配人に沼田省太郎が就き、この日から実質的運営をおこなった。

路線の決定

二通りの路線の起案があったが、その一つは増戸より秋留台地を一直線に拝島へ通じる案と、もう一つは五日市・伊奈・代継・雨間・小川・熊川の南（熊川分水の吐け口「どうどう」のあたり）を通る案とがあったが経済性、安全性などを検討した結果、現在の路線に決まった。敷設工事は大正一一年一〇月、五日市駅の起工式と敷設地の買収より始められた。多摩川の架橋は区間中最大の難工事で、架橋予算二三万七六〇〇円であった。石川島造船所からとどいた橋桁の代金一八万七五〇〇円、土木費五万三〇〇〇円の予算のところ、工事請負の岩浪組に支払った総額はなんと三八万円、公称百万円の資本金は焼石に水と消えた（『五日市町史』）。

福生第三中学校の前に連なる土手は、田圃の中に盛土をして造った。この土は「みずくらいど公園」の南側の青梅線と五日市線の間の雑木山を崩し、トロッコで運んで盛土した。この堤を造るにあたり、熊川村ではつぎのような承諾書（『近代』）を鉄道会社と交わしている。



図 V-58 五日市線下の道路拡幅工事（中央に見える旧隧道）

承 諾 書

当会社ハ熊川村ニ対シ、本鉄道建設ニ関シ、左記条項ヲ履行スルコトヲ承諾致候也

一 熊川村地内ヨリ多摩川橋梁ニ通ズル、築堤内既成ノ人道水路兼用ノ暗渠ニ接続シテ、幅七尺、高十二尺ノ人道暗渠ヲ大正十五年四月迄デニ建造スルコト

但シ此ノ場合前記既成暗渠ハ水路専用ト為スコト

二 熊川村地内ノ適當ナル箇所ニ対シ、停車場ヲ設置スルコトヲ次ノ定時株主總會ニ提案シ、三年以内ニ其実現ヲ期スベク努力スルコト

但シ右ニ要スル敷地ニ付テハ追テ協定ヲ為スコト

右承諾書仍如件

大正十四年四月十四日

五日市鉄道株式会社 印

福生村熊川村組合村長

森田 退蔵 殿

盛土して築造するにあたり、農道と田用水路を接続して、人の通れる暗渠を作ることと約束するが、株式の申込証拠金が、折からの不景氣のためになかなか集まらず未払者が続出した。そこで資金難のため暗渠の建造が危うくなり、「当会社が森田貴組合長殿へ差入候承諾書第一項ニ

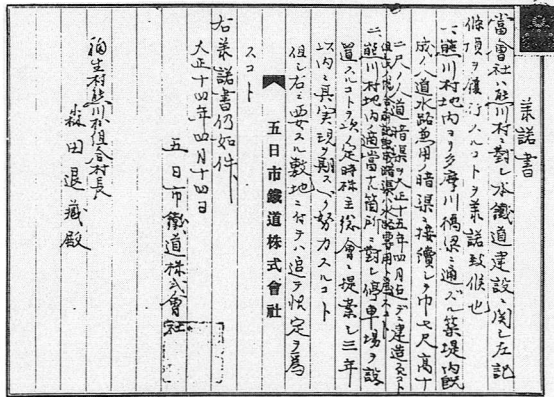


図 V-59 人道暗渠および停車場設置に関する承諾書
(福生市郷土資料室蔵)

関シテハ書面ノ如ク本年四月迄ニ、幅七尺、高十二尺ノ人道暗渠ヲ建造スルコトニ御約束仕候処、實際ニ臨ミ工事施行ニハ營業ヲ停止セザル可ラザル」こととなつたので、支配人の沼田省太郎と組合村助役は数回にわたつて、交渉の結果「上述ノ建造物ノ補償料トシテ、金貳千五百円也ヲ支出シ」と両者で内諾書を交わしている。この暗渠は田圃の「福生都市計画事業福生多摩河原土地区画整理事業」が、昭和四四年から始まり、福生都市計画二・二・一九号線築造工事および、五日市線の立体交差の完成する同四八年四月まで現存した。

熊川駅の設 承諾書の第二項の停車場建設も、三年以内という約束が御多分に洩れず延び延びになつたが、物色中であつた用

地を昭和六年五月によく熊川村七三八番地に決定、坪三円五〇銭で買収することになった。用地は一〇〇坪（三三〇・五七八五平方メートル）買収ならびに建築物などに要する経費は五〇〇円であつたが、同所の多摩製糸会社が二〇〇円、熊川製糸所で五〇円を、残りは同停車場付近の小売商人、料理飲食店などが寄付することに決まる。村民待望の停車場が完成し五月二八日より使用できることになり、当日は盛大な開場式になった。

熊川停車場には貨物置場があり、そこより約一三六・三メートル離れた多摩製糸株式会社の石炭置場との間を、石炭運搬のための軽便鉄道が走っていたようである。製糸会社より村役場に対し、村道の使用許可申請をしている。動

力、軌条など詳細は不明であるが、昭和六年六月に許可になり、同一一年（一九三〇）頃まで使用していた。

軌道に乗った会社は沿線住民の要望にこたえ、同五年八月拝島―立川間五・四哩（約八・六キロメートル）の間を開通させた。これは拝島駅から南下し、現在の奥多摩バイパスに平行して拝島大師の裏を通り田中町・中神・大神・郷地を通り立川まで運行した。

新ホームで 昭和六年五月より使用してきた熊川駅ホームも五日市線沿線の宅地化が進み、わずかながらも乗客が
きる 増えてきたため、国鉄当局は車両の増結をはかり、旧態のホームでは車両がホームからはみだして奥

多摩街道の踏切にかかり、通行の妨げになるためと、新奥多摩街道を東京都で新設したのを期に、旧ホームより約一〇〇メートルほど拝島駅に寄った、熊川七六五番地付近に昭和三五年に新しくホームを開設した。以前は無人であった駅も、現在は朝晩の通勤通学時には、拝島駅より職員が来て客の応対をするようになった。

昭和一六年四月南武鉄道と合併し、同一九年には国策によって国鉄に買収された。一六年に始まった太平洋戦争の影響もあまりなく、終戦の二〇年までできたが、この年の七月二八日、一二時一六分拝島発五日市行、三両編成の二〇九列車が多摩川の鉄橋にさしかかったとき、突如米軍のP51 Mustang二機が、北西から急降下であらわれ、蒸気機関車と一両目の客車めがけて、激しい機銃掃射をあびせ、死者三名、重軽傷者一六名をだした。また八月二日、一三日には熊川駅付近が爆撃され、一日には死者一名が出る。駅および鉄道用地には被害はなかった。

大正一四年四月の開通以来走っていた蒸気機関車も、昭和三六年四月一七日、五日市線全線の電化にともない姿を消し、同四〇年三月に単線自動閉そく式、四六年二月CTC制御と近代化し、五日市―拝島間を一〇一型、一〇三型、東京からの直通二〇一型電車が運転され、新緑の春から紅葉の秋まで、シーズンには都心から訪れる行楽客で、のど

かな五日市線は賑わっている。

五日市線も平成七年（一九一五）四月には古希を迎える。

3 八高線紆余曲折

八高線の誕生 大正十一年、わが国鉄道普及の国策にもとづく鉄道敷設法別表五一号線として、国会で採択された八高線は、新潟・長野・群馬地方と横浜地方との物資の輸送を敏活にするため、八王子と高崎を結ぶ路線として計画された。

当初の計画では、砂川地区を通過する予定であったが、福生村熊川村組合村では福生・熊川地区を通過するよう誘致運動にのりだした。西多摩郡二三か町村長連名でときの鉄道大臣に請願書を提出した（『広報ふっさ』104頁）。

八高線中間駅ヲ福生村ニ設置ノ儀ニ付請願書

曩ニ政府ニ於テ八王子市ヨリ高崎市ニ至ル鉄道敷設御計画ノ儀拝聞スルヤ福生村ハ其ノ路線ノ中枢地トシテ同村ニ通過駅設置ノコト再応請願仕候処、御省ニ於テハ先般来予定地ニ加ヘラレ既ニ該村ヲ中心トシ、精細ナル御測量ト御調査ヲ遂ケラレ候趣、敬承下名等町村長ノ職ニアル者ノ歛喜ニ堪エズト共ニ只管閣下ノ御明鑒ニ感激罷在候次第ニ之有リ候。既ニ御承知ノ事ト拝察仕候モ当郡ハ東京府ニ於ケル西端ニ位シ、其ノ面積実ニ二十六方里余東西九里二十七町、南北六里六町ニ及ビ此ノ面積ヲ以テ東京市ニ比スルトキハ殆ンド六倍ニコレ有リ其ノ大半ハ山岳地帯ニ属シ木材、石材、石灰石、石炭等無限ノ物産ヲ蔵シ平坦部ハ養蚕地帯ニ属シ其ノ風土、桑樹ノ栽培ニ適シ春夏秋冬蚕ノ飼育可ナラサルナク其ノ産繭ハ府下各郡中ノ二位ヲ占メ今日ノ状勢ヲ以テ推ストキハ近ク主位ヲ

占ムベクト存ラレ候。今は等天恵のノ諸物産ニ付、二、三其ノ概要ヲ挙クレバ産額ハ本郡中箱根ヶ崎組合、小曾木村、成木村ノ三ヶ村ヲ除キ春夏秋蚕ヲ合セ三十六万七千余貫此ノ価額約三百四十万円ニ達シ製糸数量三万八千余貫此ノ価額四百二十五万余円ニ上リ織物ハ其ノ生産ノ数量約百八十七万反、此ノ価額四百六十七万余円ニ及ベリ。更ニ西部山岳地帯ニ在リテハ青梅町、三田村、大久野村ノ如キ殆ント無尽蔵トモ云フベキ石灰石ヲ産出シ其ノ年産額百四十五万余噸、此ノ価額百五十六万余円ニ達シ檜原村ノ如キ豊富ナル石材ヲ有シ、五日市町ノ如キ試掘中ニ属スルモ有望ナル石炭鉞ヲ発見シ其ノ他随所ニウツ蒼タル森林ヲ有シ無限ノ木材薪炭ヲ産出スル等、真ニ東京府下ニ於ケル一大宝库トモ称スベキ実状ニ之有候

当郡二十三ヶ町村中箱根ヶ崎組合、小曾木、成木ノ三ヶ村ヲ除キタル二十ヶ町村ノ諸物産額ハ別表示スカ如ク年産額金貳千余万円ニシテ内自家用トシテ消費スルモノハ極メテ少ナク其ノ多キモ一割五分ニ達セサルベク即チ年産額壹千七百万円以上ノ物産ハ総テ他ニ輪移出セラルル次第ニ之有候

若シ夫レ幸ニ八高線ニシテ当郡開発上地ノ利ヲ得タル福生村ニ駅ヲ設置セラルルニ於テハ、産業ノ開発ヲ敏速ニシ物資ノ輪移出ヲ円滑ナラシメ、数年ヲ出テズシテ上述ノ生産額ヲ数倍ナラシムルコトハ、極メテ容易ナルコトト確信仕候。斯如ニ於テハ独リ当地方民ノ幸福ナルノミナラズ、實ニ国家ノ福利ヲ増進スル次第ト思料仕候願クハ叙上ノ実状御精査ヲ仰キ、閣下ノ御明断ニ依リ願意御聴許成シ下サレ度、茲ニ小職等地方住民ヲ代表シ謹テ請願奉リ候也

大正十五年八月二十六日

東京府 福生村組合長

森田 退蔵

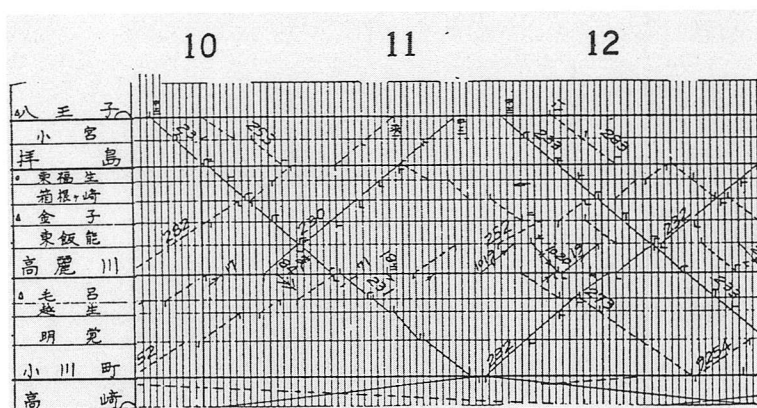


図 V-60 八高線のダイヤグラム (昭和31年 運行予定表)

鉄道大臣子爵

井上匡四郎閣下

以下西郡町村長

このような請願を繰りかえし、福生村に停車場の誘致に成功する。工事は小川町（埼玉県）を境として八王子方面を南線、高崎方面を北線と呼ぶ二工区に分けられ、昭和三年から着工した。工事は順調に進行し、昭和六年七月一日にまず北線の倉賀野―児玉間が開通し、つづいて南線の八王子―東飯能間が二月一日に、北線の児玉―寄居間、南線の東飯能―越生間、越生―小川町間が完成し、同九年一〇月六日の小川町―寄居間の開通によって、八王子―倉賀野間九二キロメートルが全通した。ちなみに倉賀野―高崎間はすでに敷設されている高崎線の軌条を使用し現在に至っている。この工事では拝島―東飯能間の線路敷設が一番の難工事だったようである。また入間川の鉄橋架設には、鉄橋の主桁に特殊鋼が一部試用され、鉄橋工事史上に残る工事とされている。開業当時の主力機関車は、明治四四年にドイツから輸入された機関車（八八五〇形式）で、のちに川崎造船所でも製造された。均整のとれた形態美で知られている。

この八高線にも不幸にして大きな列車事故が発生した。一つは終戦直後

の二〇年八月二四日、小宮―拝島間の多摩川に架かる鉄橋の上で、小宮、拝島の双方の駅職員の手違いから正面衝突をおこし死者一〇五名、負傷者六七名を数えた。乗客のほとんどは、終戦により軍隊生活を解除されて、肉親の待つ故郷へ向かった人たちであった。さらに、二年後の二二年二月二五日には、金子―東飯能間で食糧の買出しで満員の列車が脱線転覆し、死者一七四名、負傷者四九七名をだし、わが国の鉄道事故でまれにみる大惨事であった。

曲げられた線路 開通以来前述の事故以外あまり変化のなかった八高線も、米軍のため線路を移設する羽目になった。昭和二九年米軍は「六飛行場の拡張計画」において、極東に高性能のジェット機を配備するため、横

田基地の拡張計画を日本側に示した。政府も日本防衛のため、事情やむを得ないものと閣議了解し、飛行場拡張に関する政府声明をおこなった。これにともない、開通以来国道十六号線に沿って走っていた東福生―金子間は滑走路延長のため、左側に大きく迂回させられ、滑走路の延長線上には人工掩体となるトンネルが設けられ、昭和三三年に移設が完了した。

電化なるか 八高線の沿線で都市開発が進み、朝夕は乗客もだいぶ増してきた。そこで沿線の八王子市・昭島市・

八高線 福生市・瑞穂町（以上東京都）入間市・飯能市・日高町・毛呂山町・越生町・小川町・寄居町・児玉

町・都幾川村・美里町・神川町（以上埼玉県）藤岡市・高崎市・玉川村（以上群馬県）の七市九町二村で、八高線の複線、電車化を促進し、沿線地域の経済開発を図り、関係住民の福祉の増進に寄与するため、昭和四四年に「八高線電車化促進期成同盟会」が結成された。またこれと平行して同五六年に、八王子市・昭島市・福生市・瑞穂町・入間市・飯能市・日高町の五市二町で「八高線八王子・高麗川間複線電化促進協議会」が結成され前述の期成同盟会同様に、JR東日本および関係省庁に対して、早期電化の実現の陳情をおこなっている。

また同協議会では、将来の輸送力増強に必要な車両基地を新設するための用地取得、並びに拝島―箱根ヶ崎間を複線化するための用地取得等が計画されている。

八王子―高麗川間の電化が平成五年七月に決り、平成六年度初めに起工式をおこない、完成目標は平成七年度末を予定している。

八高線に待望の電車が走るのも間近になってきた。

第六節 福生村青年団の展開——その「進取性」と「地域性」——

1 青年組織の変化

柳田国男が大正五年（一九一六）に「青年団の自覚を望む」という短い文章を書き、その冒頭、次のようにのべている。此頃になつて都会人士も大分注意するやうになつた、所謂町村青年会の将来は、我々にとつて非常に大きな社会問題である。他人は知らず、自分等はまだ――青年会の現状を以て到達とも完成とも見て居らぬ。さて何処かに青年問題に通曉したやうな顔をした人が居るから、自分は其人に聞いて見たいと思つて居る。「是迄久しい間、村々に若い衆仲間、或は若連中などの名を以て、青年の団体がありましたが、あれと此節の青年会とは同じものですかどうですか。違ふとすれば二者の関係はどうなつて居るのですか。」そしたら先生たち、何と答へるであらうか。（『定本柳田国男集・二九』）

一般的には、若い衆仲間や若連中が発展していったものが、青年会や青年団の活動であると言われている。しかし、柳田はその双方の關係について、世の中の動きとともに「此三四十年の内に激変した」との見解をとっている。柳田のこの執筆のときからさかのぼること、三、四〇年前とは明治の一〇年代後半から二〇年代のことであり、そのころに若い衆仲間の変化が始まったことになる。

近代日本の国家は文明開化を標榜し、それにそぐわない伝統とか慣習は旧弊として位置づけられ、それらは打破すべき対象として考えられ、「鹿鳴館」に代表されるように表層的な文明開化がすすめられていった。明治一〇年代の後半にもなると、若い衆仲間の旧弊を説くところから、彼らへ関心が寄せられていく。元来、若い衆仲間の活動は、地域社会の中でくり返し実施されていく慣習や伝統の継承にその存在意義があったが、その変革をめざすところから新しい青年会の活動が始まっていった。人の一生における青年期の特徴は、「進取性」にあると言われているが、新しい青年会の活動の展開は、その個人としての人の持つ「進取性」を善用し、新しい活動を展開させようとする力と若い衆仲間などの時代から伝統的に受け継いできた青年たちの「地域性」、すなわち伝統への回帰とでもいうべき力の混在としての確執であった。

志茂青年会 の設立

「志茂一町会文書」の中には、「志茂若組」(「若組揃物調製決算報告」)の名称が見られる。この名称の存在から考えれば、福生地域にも古くから若い衆仲間の営みのあったことが容易に想像される。その旧来の若組からどのような経過を経て、変化していったかは明らかではないが、志茂に新しい形での志茂青年会が設立されたのは、「福生村青年会志茂支会規則」によれば、明治三五年(一九〇二)三月三日である。しかし、その後の志茂青年会の活動は「四離滅裂會員相互ニ結合之シク事業見ルヘキモノナキ」(「記事録」)状況であった。そこで明



図 V-61 志茂青年会「規則書類綴」(志茂一町会文書)

治四〇年の晩秋に至り、志茂青年会の役員が率先して数回の会合を持ち、次のような決議と会則を作成し、青年会の総会に提出し満場一致をみて、志茂青年会の刷新がおこなわれた。

刻下ノ趨勢ニ鑑ミ時代ノ要求ニ応シ、地方青年ノ責任ヲ果サントスルニ当テ、現在我ガ青年会ノ組織及歩武共ニ整正タラサルヲ遺憾トス。依テ、先ヅ内容ヲ新ニシ其形体ヲ整ヘ、以テ青年会ノ名実ヲ全フセサル可カラズ(「記事録」)

志茂青年会の刷新の契機は「時代ノ要求」により、その目的は「地方青年ノ責任ヲ果サン」とするとのべているように、きわめて抽象的・外因的な動機から、青年会をして時代に合致させようとするものであった。このとき制定されたと思われる志茂青年会の規則(全一八条)によれば、青年会の事業として定期総会の開催についてのべられているだけであり、めぼしい事業はない。ただ第七条に青年会員に就いて出兵、または満期除隊をした者に対して、青年会として送迎をおこなうことや戦傷病者に対して救済事業をおこなうことなどを規定している。これらの規定の内容から考えると、日露戦争が青年会活動の覚醒の契機となっていたといえよう。

志茂青年会の目的は「会員相互ニ信義ヲ守リ、親睦ヲ厚フシ、智能ヲ啓発スル」(規則第三条)ことにあった。会員の年齢は一七歳から三〇歳、会費は月五銭、会員数五人をもって構成していた。また規則第一六条には、「他ノ支部会ト気脈ヲ通ジ、時宜ニ依リ、連合会ヲ開クコトアル可シ」と規定しており、このころ福生の志茂以外の地域に

もすでに青年会組織の発足をみていたことをうかがわせる。事実、明治四一年一月三〇日には志茂青年会と牛浜青年会が「合併ノ必要生シ」、結果的に合併することになる。合併後も志茂青年会の呼称を用いていた。明治四四年には福生村内の青年会の統一をみる^{あき}が、字の青年会が一举に合同して村青年会を組織するのではなく、その前段として、まずこのような字青年会同志の合併のあったところに特徴があった。

行政村を単位とし 明治四四年三月になると、福生村青年会創立への動きがみられるようになる。三月二〇日福生村青年会の発会
た青年会の発会 村教育会の席上に、青年会の役員が出席して「福生村青年会創立ニ関スル協議」（「記事録」）

がおこなわれた。四月三日に福生村青年会の発会式がおこなわれるまでの間、三回の会合がもたれ、各字の青年会は「支会」と改称すること、各支会の正副会長と評議員は本会の役員を兼任すること、「各支会ハ現状ヲ存続スルコト」（「記事録」）などの方針が討議・確認された。福生村青年会の発会式は福生小学校でおこなわれ、安藤郡長を招き新年会が発会したが、活動の実態としては各字におけるそれがそのまま継承されていた。熊川村でも、福生村に先んじて明治四三年一〇月に熊川村青年会の発足をみていた（「東京日日新聞」大正九年五月）。

その後の志茂支会の活動には、目覚ましいものがあつたのであろうか、大正三年三月、村教育会から表彰を受けた。それに対して福生村青年会長は、志茂支会に今回の荣誉をさらに一層発展させるように会員の奮闘を望む趣旨の通達を出した。またあわせて青年会の進むべき方向としては、「村教育会ノ贈リシ書冊模範青年団ナルモノハ、諸子ガ今後ノ奮励発奮ニ対スル好羅針盤トシテ、其発展行路ヲ指示誘導スルモノト謂ツヘシ」（「賞状」）とのべ、いわゆる「模範青年団」が青年会活動のめざすべき目標であることを示した。「模範」とは、欽定の制度としての地方自治を、

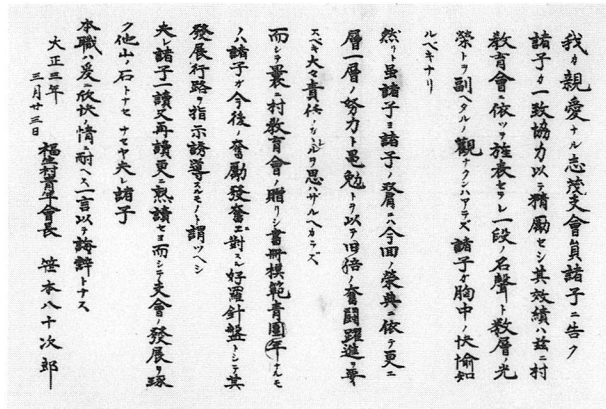


図 V-62 教育会から表彰をうけての会長の弁（大正3年）
（志茂一町会文書）

その根底において支えるような活動を意味していたことはいうまでもない。

大正五年一〇月、福生村青年会長から会員に対して、行動を慎むようにという内容の通達が出された。具体的には、青年会の目的以外に行動をくだでないこと、村政にみだりに口出しをしないこと、他人の言動に付和雷同しないこと、他村に迷惑をかけたりけんかをしないことなど（「告会員諸君」）を内容とするものであった。血気盛んな青年層の行動に、目にあまるものがあったということであろうか。特に青年層の政治への言及については、郡役所などからそのかわりを禁止する通達が村へ送られていたこともあり、青年会長の会員への通達は、その通達を受けてのことであつたらう。青年会員の政治への言及はそれ事態、悪しき行動とされていた。

そこには大正デモクラシーの中で、政党政治や普選運動などへの社会的な関心の高まりを受けて、自己に目覚めた青年層の活動が、逆に会的に要求されている、「模範」をめざして進まなくてはならないという、組織の目標と青年個人としての自覚による行動との意識の懸隔が、このような相反する行動をとらしめたといえよう。

このころの志茂支会の規則を見ると、その目的は「健全ナル公民タルノ思想ヲ養成スルヲ以テ目的トス」(規則書類綴)とされている。会員の年齢はそれまでの一七歳から三〇歳までと変わりはないが、青年会の目的が会員相互の信義を守り、郷党の友誼を厚くすることにあった点から、「健全ナル公民」を養成することへ大きく変化したところに、青年会組織の性格がそれまでの地域的なものから、社会的なものへ変化したことをうかがわせる。また同じころの志茂支会の規則第一〇条、一一条には、志茂支会の会長、副会長、顧問、評議員などの役員について規定しているが、規則はその人数と役割をのべるにとどまり、村長や学校長を奉戴するための宛職規定をしていないところに、まだまだ志茂支会には組織としての健全性があつたといえる。

行政の指導にゆ れる青年団活動

ここで青年団活動に対する、行政からの関心の度合いについてみておこう。青年団が国政レベルからその行政の対象とされ出したのは、日露戦争を契機として以後であり、まず明治三八年九月に内務省から「地方青年団団向上発達ニ関スル件」が、また一二月には文部省から「青年団ニ関スル件」の通牒がそれぞれ出された。各地に設立され出ている青年会は、内務省からは「将来望ヲ囑スヘキモノ少カラス」として、文部省からは通俗教育の面から大いなる効果を修めるものとして、旧来の若い衆仲間や若組などからの組織改正が奨励されていった。これはそれまで青年といえば学生を意味し、地方にいる青年たちが行政の対象にもならなかったことから、地方の青年たちが青年団体を行政の対象とし、地方青年を保護・育成するように働きかけたことの一つの成果でもあった。

その後、大正二年に内務省から「地方青年団団ニ関スル件」が発令され、同四年九月に内務・文部両省の訓令「青年団体ノ指導発達ニ関スル件」が出され、青年をして「健全ナル国民善良ナル公民タルノ素養ヲ得シムル」こと、



図 V-63 熊川村青年会の御大典記念植樹 (大正4年 熊川神社)
(森田勉家蔵)

「忠孝ノ本義ヲ体シ品性ノ向上ヲ図」ることが青年団活動の目的として定められていった。このとき、あわせて両省の次官通牒が出され、一つの青年団組織の模範を設定した。内容としては、青年団の団員は義務教育終了時から加入し、年齢の上限を二〇歳とすること、青年団の設置区域は市町村の行政区域を原則として単位とすること、青年団の指導者は市町村長や学校長を適当とすること、また青年団の維持経営は団員の勤労による収入をもってあてることがなされた。

しかし、青年団員の年齢の上限を二〇歳としたことは、実態として現に活動している青年団の実状にあわないことから、大正九年の「青年団体ノ内容整理並実質改善方」では、「二十歳ヲ以テ常例トセルモ之ヲ二十五歳ニ進ムルハ別ニ妨無之」と改正されていた。このように全国的に青年団の組織化を進めるには、内務・文部両省の訓令や通牒が直接的には大きな意味を持っていたが、団員の年齢の上限を二〇歳としたことについては、青年団をして壮丁の予備教育機関として掌握することを意図していた陸軍省の意図があったともいわれている。

福生村青年会の場合、行政村を区域として組織したのは明治四四年であり、大正四年の訓令に先がけているが、おそらく行政村としての区域が比較的狭いことと地域的にきわだった違いがないことから、発展的に青年会組織の一体化を図っていった結果であつたろう。しかし、志茂支会の会員にとって、青年会員の年齢の上限が二〇歳とされたことについて大きな動揺が見られる。志茂支会の「大正五年度事故」日記によれば、記録は次のようである。

十二月 十八日 役員会ヲ開キ、青年短縮ノ件ニ付協議ス

十二月 十九日 臨時總會ヲ開キ、文部内務兩大臣ノ訓令兩次官通牒ニ習ヒテ実施ノコトヲ決議ス

十二月二十一日 当支会解散、本会員ノ辞職ヲ届ケ出ス

十二月二十三日 返戻サル

この記述からだけでは詳しい経過はわからないが、大正四年の内務、文部兩省の次官通牒が青年団員の年齢の上限を二〇歳と規定したが、志茂支会の会員の年齢の上限が現実には三〇歳であり、通牒の規定にあわないことから、支会員が真剣に検討をおこなったものであった。結果として、志茂支会としては通牒の内容に従うこととし、そのためにいったん志茂支会全員が「辞職」をし、会を解散しようというものであった。会員の辞職願いと支会の解散届けは本会に提出されたが、本会から戻されたというのが経過であった。

さらに大正九年には、明治神宮の造営に関連して、全国青年代表者の明治神宮参拝がおこなわれ、皇太子殿下から「国運進展ノ基礎ハ青年ノ修養ニ須^{*}ツコト多シ 諸子能ク内外ノ情勢ニ顧ミ 恆ニ其ノ本分ヲ尽シ奮勵協力以テ所期ノ目的ヲ達成スルニ勗^{たふ}メムコトヲ望ム」とする令旨を賜った。このことによって、青年団活動の基本は修養活動にあるとされていくことになる。

青年会と処女会 国政における青年団活動の育成・奨励のすべてが、「青年会」ではなく「青年団」と呼称して
から青年団へ たこともあってであろうか、大正一四年一月に開催された福生村青年会の評議員会に、志茂支会

からの会の名称を「福生村青年団」（「記事録」）とすることの提案が出された。結果的には否決されたが、国政におけ
る動向に配慮した志茂支会の行動であつたろう。

同じ年の三月には、福生村青年会と大正八年に発会していた福生村処女会との合併計画がおこり、三月二七日に開
催された青年会の臨時総会で合併案は可決された。その決定を受けて三月三〇日に青年会役員と処女会の役員が協議
をおこない、名称を「福生村青年団」（「記事録」）とすること、加入年齢は従来どおりとすること、団長は男子部の
部長が兼任することと合意をみた。

その後、それぞれ役員会への報告や学校長への報告をおこない、四月八日に福生村青年団の発会をおこなうことにな
った。しかし、実際に福生村青年団が発団したのは七月一七日で、福生小学校校庭に村の名譽職や來賓多数を招待
して発団式がおこなわれた。

青年団ができたことによってそれまでの支会は支部となり、志茂支会は第一支部となった。支部は志茂のほかに永
田（第二支部）、長沢（第三支部）、加美（第四支部）、停車場（第五支部）があった。ここに福生村における若組か
ら青年会、そして青年団へと組織化、体系化が進められ、行政の当面の目標は達成されたといえよう。

戦時色に染 昭和期に入ると、日本の経済は未だかつてないほどの恐慌にみまわれ、経済更生を標榜した自力更正
まる青年団 運動が国をあげて展開される。特に農山漁村での疲弊がはなはだしく、青年団に時局匡救ききうきうきうの役割が

期待されていく。福生村地域では、東京という都会に比較的近いことから、不況にともない青年男女の多くが都会に

転出するようになり、農村社会の崩壊が懸念されるほどであった。そこで青年の「都会病」を退治し、あわせて敬神・尊農の観念をどのように確立するかが模索されていく。さらに農村の窮乏から「思想の悪化」が問題とされ、青年団活動を通じて思想善導という社会教育の役割が青年団に求められていった。

それまでの青年団活動は団の組織の体系化と団の経営そのものが主たる課題であり、その範囲で行政の対象であったが、昭和期の青年団活動では青年団の役割が対社会的な広範なものになっていった。そこで青年団組織の内部において、団の組織の強化と団員の行動規範に大きな関心が払われていくようになる。

昭和五年一月二十九日、第一支部では次年度の役員改正について打合せをおこなった結果、「来年度ハ支部役員ヲ廃止シテ本団役員ヲ五名トシテ支部ヲ兼任トナスコト」（「記事録」）が決められた。今まで本団と支部との役員がそれぞれ別に定められていたものを支部の役員を廃止し、本団役員に支部役員を兼任させることによって、支部を運営させようとするものであった。この決定は団員が日常的に活動している支部の意向よりも、本団の意向によって支部を運営しようとするもので、上部機関としての本団の意向がより重要視される傾向にあることがわかる。

次に青年たちの行動規範ともいべき綱領を『団報二』から見てみると、青年団が地域社会をその存立の基盤としていながらも、その内容は地域とはかけ離れたところにあることがわかる。

一 教育勸語ノ御主旨ヲ遵奉スヘシ

個人トシテ心掛クベキ事項、忠孝、知能啓発、友信、恭儉、博愛、忍耐勤勉 社会ニ対シテハ公益ヲ広メ世務ヲ開キ義勇公ニ奉ズ

一 衛生思想ヲ培養シ此ガ完備ヲ力行スルコト

一 時間勵行

一 現代ノ趨勢ニ鑑ミ堅実ナル思想ヲ養ヒ至誠以テ事ニ当ルベシ

一 和衷協同以テ団体生活ノ良習ヲ養ヒ国家的精神ヲ発揚スベシ

綱領はその後、改正されていき、その時々、青年団員たちに要求される規範が内容となっていく。このような青年団の組織の強化を巡っては、必ずしもしっくりと進んでいなかった面もあった。昭和一〇年（一九三三）の八月には、青年団内部で団長と役員の間で対立がおこり、団長を除いて副団長以下すべての役員が辞職してしまった。当時の新聞（昭和一〇年八月一三日『近代・新聞資料（昭和）』）によれば、その原因は団長と役員間の感情的なトラブルにあったとあるが、果たしてどうであつたろうか。後述するようにこのころ福生村青年団では、本団から支部へ予算を配分するよう支部から強力に求められており、あるいは支部と本団の確執が原因ではなかつたろうか。結果的には村長、小学校長、村の有志などが役員の慰留に務め、副団長以下の辞任の事態は免れた。

昭和六年の満州事変や同一二年の日中戦争の開始によって、青年団内部でも次第に戦時色を強めていき、それまでの青年団独自の活動から、在郷軍人会分会などとの合同の活動が多くなつていった。福生村青年団としての団服が整えられたのは昭和一四年であり、団員の糸乱れぬ規律のある行動を示すことの必要性に迫られていたのである。

昭和一五年一二月一五日、福生小学校で令旨奉戴二〇周年の記念式典が、福生町青年団によって実施された。「皇紀二千六百年」を記念し、当時繰り広げられていた「新体制」の確立の一翼を担うことに趣旨があつた。福生町青年団が令旨奉戴二〇周年の記念式典をおこなつたのは、「過日全国青年団大会ヲ開催シ新事態ニ処スル青年団ノ歴史的使命ヲ宜明真ニ国家ノ負荷ニ堪スル青年団体制ヲ確立ヲ期シ」たとともに、「青年団ノ使命ノ重大サヲ益々痛感致シ

タ」(『近代』) ためであった。ここに福生町青年団の「再出発」がされることになった。国家社会の状況は青年団内部においていささかの紛糾も許さない状況になっていった。

これより先の十一月、福生村は今までの福生・熊川組合村を廃して町制を施行し、地方自治体としての福生町が誕生した。町制を施行したが福生村青年団と熊川村青年団の双方は、行政区画を単位とするために合併することなく、お互いの連絡を密にすることによって、活動をつづけていくことが確認されていた。しかし昭和一六年一月、大日本青年団、大日本連合女子青年団、大日本少年団、帝国少年団協会などが合併し、一体的組織としての大日本青少年団が誕生し、三月に「大日本青少年団ニ関スル件」が文部省から発せられ、青年団組織を核として各地に青少年団の設立を見ることになる。福生町では、「福生町青少年団結成準備委員会」が設けられ、四月二九日に福生町青少年団の結成式を福生国民学校で実施した。青少年団の目的は「国家内外ノ情勢ニ鑑ミ、青少年ノ教養訓練ノ徹底ヲ図リ、国家興隆ノ根基ヲ培フ」ことと「高度国防国家ノ建設ノ要請ニ即応セシムルタメ」であった。行政体としての福生町が誕生したが、青年団員は従来からの福生村や熊川村を活動の範囲として、青年団活動をつづけることを確認したばかりであったにもかかわらず、彼らの意向とは別のところで、彼らの組織そのものが改変させられていったというのが福生町青少年団の実態であった。

大日本青少年団は、太平洋戦争の終結によって、昭和二〇年六月、大政翼賛会が解散するとともにやはり解散することとなり、地方組織も六月の末までに消滅していった。

このように近代の青年団組織の変化を見ると、青年たちがたえず重視していたのが、地域における活動であったにも拘らず、いつも国政などの外的要因によって変化を強要させられていったといえる。つまり柳田国男ののべる

青年の持つ保守性（地域性）と、行政力を背景とした進取性（統合性）のせめぎあいであったことがわかる。

2 青年団員の自覚

**予算をめぐる本 青年団が組織化、体系化されていく過程で、それが必ずしも団員の意向と合致していないことか
団と支部の確執**ら、青年らの戸惑いといったものを見ることができ、戸惑いがさらに団員のうちに広く自覚

化されていくときに、青年団活動の自主化といった方向へ発展していくケースがある。福生地域の青年団では、青年団組織の自主化を成し遂げるまで明確に自覚化はされなかったが、青年団の活動の中で活動の実権が次第に上部機関に吸い上げられていくことや、青年団活動を実際におこなっていながらも、活動が少しも自分たちのものにならないことに対する青年団員の疑問がみられる。

昭和五年四月七日、福生村青年団の予算を検討する総会が開催されたが、参加者が少なく流会となった。この総会は二日に延期され、さらに二六日へとふたたび延期された。延期された理由は、青年団の予算編成案の内容に各支部が反対をしたためであった。第一支部では、四月二三日に支部総会を開催し、本団の予算を削減してその分を各支部へ支給すべきであると決した。記録によると総会の様子は「本団役員ニテ作成セシ予算ヨリ削減セシ得ルモノヨリ二割削減ナシテ支部へ支給スルコトハ決議シテ閉会」（「記事録」）したとある。本団の役員の作成した予算から経費の削減を求めたこと事態、第一支部としての本団への不信の表われと理解することができる。恐慌の中で支部経営に苦しい状況があったにせよ、本団と支部の関係がしっくりといていなかったことを示している。

四月二六日、ようやく予算案を討議する総会を開催することができたが、総会の冒頭第五支部から本団の予算のう

ち電灯料集金手数料から見込まれる歳入の三分の二は、各支部の集金額に応じて各支部に分配することを求める提案（「記事録」）が出された。電灯料集金手数料は村内に配電している電気会社に代わって、青年団員が電灯料を集金して得る収入であった。しかし経済不況のため村民の生活も困窮をきわめており、特に西多摩地域では集金の成績がいちじるしく悪い状況にあった。ある支部では未収入が四割にも及んだ。第五支部の要求はそういう集金手数料の実態に見合う、本団の対応を求めたものであった。しかし第五支部の提案には実施困難という見方から賛同する支部はなかった。そこで第一支部では先の支部総会で取り決めた本団の予算から二割を削減し、削減分を各支部に分配する案を第五支部との折衝案として提案した。この第一支部の提案には、他の二つの支部から賛同が得られた。しかし依然として第五支部は自らの主張を譲らず、最後は大混乱に陥り、收拾がつかなくなってしまった。この問題についてはしばらく冷却期間をおき、六月一九日に第五支部を除いた本団の評議員会を開催し協議した結果、本団から一律に各支部へ一〇円を支給することで決着をめざすことになった。

第一支部のみならず、第五支部も本団の作成した予算案に当然ながら同意をしなかったこと、加えて第一支部の提案に二つの支部が同意したということは、五支部のうち四支部までもが本団の反対に回ったことになる。本団への不信が頂点に達していたといえよう。この一連のできごととは単に本団と支部の予算の配分の問題でなく、そういう予算に裏付けされた支部の自治権の確立に、意図があったと考えられる。このことも影響してであろうか、七月には福生村青年団長が辞表を提出する。しかし結果的には団長は留任する。

昭和十一年度（一九三六）の福生村青年団の予算額は前年の一〇年度の決算に比較して、二三八円八七銭の減額で二〇パーセント以上の大幅な減となった。この理由について、『団報六』は、「電灯料集金手数料ハ三分ノ歩合ノ所本年ハ

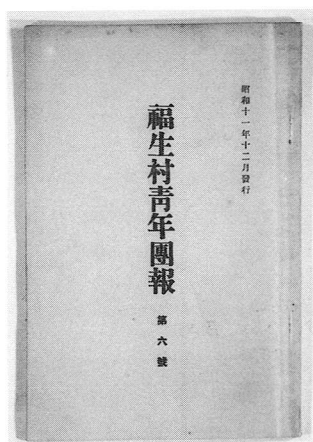


図 V-64 「福生村青年團報」
第6号（昭和11年12月発行
田村清家文書）

本団の側において危機感に強いものがあった。したがって本団の予算は総額において対前年より少額になり、「少額ニヨリ最モヨリ良キ好果ヲ挙ル事ヲ主義トシマス」とのべざるを得なかった。

この電灯料集金手数料の収入は、青年団の収入のうちもっとも大きな財源であり、青年団でも昭和一〇年度から事業部において集金の成績向上に努めている。昭和一〇年には集金率が七割以下の場合、青年団がその不足分を立て替えるという約束が電気会社との間に取り交わされ、青年団にもリスクがあったが、青年団内部で集金額のうち一部は支部の収入になるようにシステムが変更され、支部会員が努力すればするほど支部の実りの多い制度となったこともあって成績の向上がみられた。

電灯料集金手数料を支部の活動費にあてていこうとする青年団員の行動は、単に予算の獲得を目的にしたものではなく、青年団の活動をより自分たちの身近なところで展開していこうとする、支部本位、団員本位の活動をめざした考え方の表われであった。

特ニ一分ヲ各支部へ払戻シテ居リマス故」と記している。昭和五年以来、各支部から要求されていた電灯料集金手数料の支部への一部配分がようやく実現したということであった。このような予算編成になるまで幾多の困難があったことについて、本団の会計係は「吾ガ福生村青年団ハ現在支部本位ナラズ、本団本位デ有ル為」とのべている。本団中心の青年団活動から支部中心の活動へと、団運営のあり方を修正することの背景には、

団のあり方をめ 同じ『団報六』に「日記抄」と題した作品があり、当時の福生村青年団長の青年団のあり方について疑問がのべられ、団長自身の煩悶する姿がうかがわれる。団長が自問自答をしながら、折り

にふれ気のついたままを記録したものである。その中で、団長は青年団をしてもっともっと活用し、行動的な活力のある団体になりたいと願望し、村当局からの働きかけを期待し次のようにのべている。

役場で分会長（在郷軍人会分会長を指す）と話す。村の理事者が真底から郷土の振興を祈念するならば、千余の団員を擁する青年団にもつと心を置くべきだ。青年団の総会に村長以下顔を出したことがあるか、此の青年団が取るに足らぬとするならば、何故もつと積極的補導しないか、多額な補助金を出し放しである理事者の不熱心さ。何故もつと青年の活用と心がけないのか。向ふからでは駄目ならば、此方から積極的に働きかけて、郷土の中心を青年団に握掌（つま）してやらう

村の当局や理事者にもつと自分たち青年団に目をかけて欲しいという願望と、それが果たされないなら自らが努めて、青年団をして村の中心機関にしようという団長の積極的、建設的姿勢に強いものがうかがわれる。

しかし、その反面で我にかえるとき、青年団活動とはなんだろうかという素朴な疑問があった。その活動結果が不明なことから、「青年団の事業に費す日時が自分の職業にひびく犠牲、これは青年団にたづさはる人のなやみだ」といい、「青年団の仕事はしなければしないで済むし、やればどんなにやつても限りがない」とものべる。結局のところ、団長自身、自分が青年団長としておこなっていることが良いのか、悪いのか、「ちっとも判らぬ」という不透明感が気持ちの中にあった。

団長がこのような煩悶の中で得た結論は、青年団経営に強い信念を持つことであった。あてがわれた青年団の活動

をあてがわれたようにおこなうことではなく、自分自身のやり方や考え方を持つことであった。「青年団には決まった型はない筈だ。その郷土の特性に応じて経営せらるべきだ。そこにこそ青年団の豊かな創造があり、発展がある。青年団はあくまで郷土中心である。青年団にその郷土の個性をくみ出させやう」とのべる。団長が煩悶していた理由は自らがのべているように、青年団活動における「信念なき悩み」が原因であった。青年団の主体性を確立し、自分たちの地域にあった青年団活動をしていきたいというのが団長の結論であった。それは現実とは裏腹の問題であり、団長はさらに当時の青年団の指導者へ批判の目を向ける。

ただお座なりの指導でもって、その立場に飽き足らず、経営責任者を除けものにして、経営の実際的な方面まで事々に容喙ようかいされるとしたら、本団にとつては迷惑至極の話で、それがため本団の統制を乱される恐れが多分にある（「断想集」）

青年団活動における指導とは、教えることではなく、考えさせることであるにもかかわらず、誤った指導者のこの世にいかにも多いことか。青年団は彼らに利用されてはならぬ。「優良青年団」とは単に要領のいい青年団にすぎないのではないかと、当時の青年団活動へ団長の立場から批判が展開されていく。

女子部長からみ 団長の抱いた疑問という意味では、女子部でも同様であった。昭和十一年七月五日付の「読売新聞」に「『全国女子青年の夕』で演説」という記事（『近代・新聞資料（昭和）』）が掲載された。

この記事は福生村青年団女子部の部長が、七月七日に芝の女子会館でおこなわれる御下賜金の拝戴式と和宮様御銅像の除幕式に、東京府女子青年団の代表の一人として参列することになり、自分の青年団における活動などをラジオを通じて全国に発表することになったものを報じたものである。部長は当日、御下賜金や和宮様御銅像の意義などにつ

いて講釈し、女子部の活動としては創立以来、「教育勅語の御聖旨に副ひ奉らんことを朝夕念じ」（『私共の念願』『団報六』）ながら、農村婦人の立つべき道の修養と技能の修得につくしている活動をした。内容的にはきわめて抽象的であったが、府の代表としてラジオを通じて発表したことで大変な榮譽を担った。

この女子部長はその榮譽に自らを見失うことなく、冷静に女子部の活動を見ていた。「日記の中より」（『団報六』）という小論を書き、女子部長の立場から、例会でも役員会でも今一つ盛り上がらない活動の実態を描いている。部長によれば女子部の会などで誰も意見をのべない。今日こそ自分で意見をのべまいと決心して会に望むが、誰も何も言わないのでついつい見兼ねて意見を出すと、それがすべて通ってしまう。そんな女子部の活動を見ると、自分のやり方が悪いのではないか、会員一同本当に心底から賛同してくれているのであろうかと疑問を持つという。このように自らの青年団活動のあり方に大いに疑問を持っている部長をして、府代表として『全国女子青年の夕』でラジオを通じて放送させなければならなかったところに、女子青年団の活動の実態がうかがわれよう。

この女子部長はその活動の低調さの原因を自らに求め他に求めなかったが、そのような疑問を他の部員や男子部も含めて、村青年団員全員となぜ共有化できなかったのであろうか。このほかにも「青年団なるものも、生活あつての青年団だ。すべてがきまり切つたもん切の型の御談議に過ぎない、現今の青年団は偶像以上の偶像だと云つても過言ではあるまい」（『炉辺語り』『団報六』）という青年団への批判もあり、青年団のあり方への批判の裾野にはかなり広いものがあつたと想定される。これらの批判や疑問が団員の間に広く共有できていたならば、その後の福生村青年団のありようも大きく様変りさまがわをしていたであろう。

3 青年団の維持

活動費捻出に 青年団の活動において、団を財政的にどのように維持していくかは、当初からきわめて大きな問題知恵を絞る であった。大正四年（一九一五）の「青年団体ニ関スル件」の中でも「青年団体ニ要スル經費ハ、努メ

テ団体員ノ勤勞ニヨル収入ヲ以テ之ヲ支弁スルコト」とし、団員の勤勞が奨励されていた。志茂青年会の維持状況をみてみると、明治四一年度（一九〇六）では、会の予算総額二八円は、会費、桑葉の売上げ、堆肥代などでまかなわれており、このうち会費収入が八七パーセント、桑葉の売上げが一一・三パーセントとなっており、おおむね会費収入により会が維持されていたことがわかる。明治四二年度も会費と桑葉の売上げの占める率に相違はあるものの、構造的にはこのふたつに依存していた。しかし、明治四三年以降になると、桑葉の売上げなど青年会の経営する桑園からの収入がもっとも高い率を占めるようになっていく。率の低いときで大正三年の四六・七パーセント、もっとも高いときで明治四四年度の五八・八パーセントを示し、青年会の経営する桑園からの収入に大きく依存していた。

大正末期ころからは桑園からの収入の占める率は次第に減少していき、昭和五年（一九三〇）にはついに桑園の閉鎖に至る。これは繭の価格の暴落の影響をともに受けたためであった。大正一三年から志茂青年会では、墓地清掃をおこない収入を得るなど、公共的活動をおこない新たな財源の確保に努めていく。大正一四年には繰越金が一〇〇円を越すようになり、桑園からの収入が減りだしたとはいえ、青年会の事業に比較してまだまだ財政的には潤沢であったことをうかがわせている。さらに昭和期へ入ると志茂支会では道路への砂利敷きを請け負ったり、芝居を挙行することにより、その売上金を会の活動費にあてていく。

前述した電灯料集金が青年団の事業としておこなわれ出したのは、昭和二年ころからと推測される。その年の福生村青年団の収入の内訳を見れば、団費、電灯料集金手数料、道路掃除費、村費補助金、寄付金、繰越金などである。このうちもっとも比率の高いのは、電灯料集金手数料と道路掃除費でそれぞれ約三〇パーセント、団費が二〇パーセント、村費補助金が九パーセントとなっている。電灯料集金手数料と道路掃除費など、公共活動による収入が団収入の主となっていく傾向はその後もつづく。

村からの補助金は、昭和二～五年の間、各年とも一五〇円、六年に一二八円、七年に一一〇円、一一年、一二年に各一六〇円となっている。当時、村からは青年団のほかに衛生会、農会、在郷軍人会分会、地方改良協会などいわゆる「優良団体」に補助金が出されており、青年団への補助額は農会について多い額であり、その支出の趣旨は「健全ナル国民タルノ資質ヲ涵養スルコトニ努メツツアルヲ以テ経費ヲ補助シ、其ノ発達ヲ図ルモノトス」(『近代』)ることにあった。

先駆的な桑園経営 志茂青年会の桑園経営について、もう少し見てみよう。志茂青年会が組織を刷新した後、もっとも早く着手したのが桑園の経営であった。明治四一年一月八日、青年会では臨時総会を開き、桑園の創設

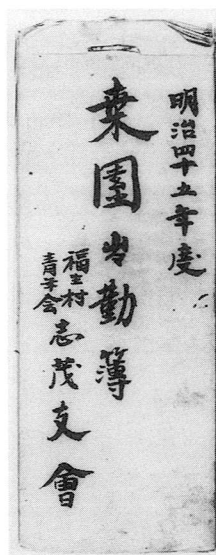


図 V-65 志茂支会「桑園出勤簿」
(志茂一町会文書)

を決定した。その意図は青年会としての「財源事業ヲ起シテ其基礎ヲ鞏固ニシ以テ着々会ノ発展ヲ計ラン」(「記事録」)としているように、当初から財源の確保に目的があった。桑園を選んだのは桑の葉の栽培が比較的容易で、しかも将来性があることにあった。

明治拾壹年事記概要 一、経費金費、以て支離しは要場合、一時敷、月分徴収、以て防い、ト 一、植附、要し堆肥、會員平等、振出、ト 一、桑園、當分秋、冬、專用、ト 一、桑園、管理、役、負、擔、當、ト 一、公務、販、買、勿、論、郷、里、不、在、者、若、く、勞、働、不、可、能、認、可、者、役、使、り、免、除、ス	
一月二日 森田十郎、宅、地、持、り、定、期、終、會、の、開、行、は、了、す、新、年、祝、賀、の、會、を、催、ス 一月六日 夜、本、村、愛、一、郎、宅、地、持、り、役、負、會、の、開、行、は、了、す、格、う、後、過、然、桑、園、設、置、議、起、り、ト 一月八日 劇、設、置、の、議、を、決、定、ス 夜、村、野、村、十、郎、宅、地、持、り、臨、時、終、會、の、開、行、は、了、す、格、う、後、過、然、桑、園、設、置、議、起、り、ト 一月九日 役、負、會、一、者、々、地、所、借、受、金、支、出、格、う、夜、當、村、野、村、十、郎、宅、地、持、り、訪、問、し、金、員、ノ、意、圖、を、陳、述、し、格、う、借、受、金、支、出、格、う、氏、大、聲、疾、呼、ス	

図 V-66 明治41年志茂青年会「記事録」(志茂一町会文書)

臨時総会では地所の選択と苗木の注文は役員に一任すること、会員が交代で桑園に出て勤労をおこなうこと、必要とする経費は会費をもってあてること、堆肥は会員の平等な拠出により賄うこと、当面秋蚕専用とすることなどが取り決められた。一月一日には地所が借りられた。また志茂青年会では桑園経営の技術修得のため会長を群馬県の高山社へ、副会長と会員二名を村内の篤農家高崎治平方へそれぞれ伝習生として派遣した。

桑園の広さは約一反七畝、六五〇株ほどが植えられた。当初、青年会では桑園の耕作担当人を設けて実務にあてていたが担当制を廃止し、後に会員全員で耕作することに改めた。毎年、年始めに開催される総会で会員の抽選で作業時期と人数が決められた。

年間の作業スケジュールとしては、三月の堆肥運搬(三人)、剪定(六人、助手三人)、第一回中耕(七人)、施肥(八人)、五月除草(四人)、六月除草(四人)、七月除草(四人)、九月除草(四

人)、一〇月中耕(七人)、結束(六人)などであり、そのほかに虫取り、芽摘みがあった。出勤人数は桑園の状況により多少の変動があった。

志茂青年会の桑園経営は順調であり、大正四年には西多摩郡内青年経営事業成績品評会で、褒賞を得るなど経営に

は優れたものがあつた。桑園からの収入は青年会活動に充たされたほか、剰余金は貯蓄や勸業債券の購入にもあてられた。さらには役員会の決定により教育、あるいは慈善事業などへの寄付、農業奨励として農産物種子の共同購入などもおこなわれた。

大正九年五月の新聞は多摩地域の青年会の現状について、「青年団の基本財産に就ては、大部分新設の事とて、未だ団の基礎定まらず、随つて見るべき資産なきも会員各自が植林又は桑園栽培其他に努め居れる故、今後数年にして面目を一新すべし」（『東京日日新聞』）とのべ、桑園経営は多くの青年会では比較的新しい試みであつたことをしめしている。この記事からすると志茂の青年たちの桑園経営はいかに先駆的であり、内容の充実したものであつたかがわかる。

その後、志茂支会では栽培する桑の品種を改良十文字から、甘桑、御所、早生十文字など多品種に改良したり、害虫駆除に努めていくが、晩霜や虫の害などにあい、次第に桑園の経営も困難に遭遇していった。加えて、繭価格の変動や恐慌は青年たちを窮地に追い込んでいく。

大正一二年の春桑は順調であつたが、秋桑では入札の当日札を入れる人が一人も集まらず、日程を延期するようにするなど、次第にその経営にかけりがみえつつあつた。大正一五年の春桑の入札の状況については、次のように記されている。

当年ハ前年ニ比シテ薪炭稍々^{（マ）}抵落シ、尚ホ亦財界ノ不況ニツキ氣慨不振、其ノ影響尠カラズ、ソナ關係上吾
吾ノ内定モ前年ヨリ式割減ノ安価ヲ慮ル。如何トモ現実ノ相場及ビ人氣ニハ打破ルアタハズ、要スルニ標準相場
ニ依ル。時刻ニ至レドモ入札者来タラズ、午後一時半頃漸ク式名ノ希望者見ヘラレタリ、暫ク待テドモ外ニ入札

者ナシ、故ニ訪レコシタ忒人ノ方ニ入札ヲ促セシ処ナレドモ、相對相場デ取計フベク相談中、遽カニ老人ノ希望者来ル。改メテ入札ヲ行フ（「經營桑園ニ関スル記録」）

このときの落札金額は、七円二二銭であつた。昭和二年の秋桑も「成績面白カラズ」という状況であり、この年から桑の間作としてジャガイモの栽培に着手し、昭和四年には桑の価格は「經營創立以來ノ安価」（「記事録」）を記録した。昭和五年には「桑葉ノ買売今無ク、反十円ヲ予想サルモ買方純無ノ有様ナリ」（「記事録」）という状況になり、入札の当日も札を入れる人が一人もなく、青年会の元会長に依頼し桑葉を買い取ってもらうような状況であつた。したがって桑園の經營にかかる小作代、肥料代など必要経費の捻出も困難になつてきた。

第一支部の主要な財源として、その収入の多くを賄つてきた桑園であつたが、むしろこのころは桑園經營のために負債が増加する傾向にすらあつた。昭和五年九月三〇日、第一支部では臨時總會を開催し、桑園の維持困難からついにその閉鎖を決定した。

經營桑園欠損參拾有余円ニ上ル故、漸次廃止ノ声高シ故ニ三十数年続キシ事業モ此処ニ閉鎖ノ悲運ニ到達セリ。七月納金ノ小作半金ハ延期シ有リテ現金皆無、此ノ儘桑園ヲ続行セシカ、会費ヲ一名二十錢宛徴収セズンババランス取レズ、会費徴収不可能ノ状態ニアリ（略）此処ニ於テ眞重審議ノ結果、桑園廃止ヲ決議ス（「記事録」）

4 青年会の事業

時代とともに変 青年たちがおこなつた事業も時代とともに変化をきたしている。「福生村青年会志茂支会規則」
化する事業内容 では、「本会ハ第一条ノ目的ヲ達センカタメ左ノ事項ヲ行フモノトス」（第三条）として、志茂支

会のおこなうべき事業を一〇項目に分けて、細かく規定している。しかし昭和四年（一九二九）二月に改正された「福生村青年団第一支部則」では、第五章に事業を規定しているが、「本支部ハ總會ニオイテ支部ノ目的ヲ達スルニ適當ト認メタル事業ヲナス」（第一条）とし、細部にわたる事業規定がなくなっている。これは規則に細かく事業を規定することによって、青年団の活動を固定化するのではなく、臨機応変に対応できるような配慮から、規定の方法が変わったものであろう。

青年団は令旨では修養団体として規定されることによって修養的活動が期待され、また恐慌の時代には産業的活動が期待されるなど、時代によって大きく役割を異にしていた。青年会の事業に対する考え方に、このように変化があるものの、その活動の概略を志茂支会の規則より見てみると次のようである。

一 敦^{（厚カ）}原質素ノ美風ヲ養ヒ、奢侈輕薄ノ弊風ヲ矯正シ、以テ一般風紀ノ嚴肅ヲ期スヘキコト

二 小学教育ヲ補ヒ、村民ノ知識ヲ進ムル目的ヲ以テ、実業補習学校入学生ヲ督励シ、又適當ノ方法ヲ以テ講話会、討論会等ヲ開催シ、通俗圖書文庫等ヲ設置スルコト

三 義勇奉公ノ精神ヲ發揮センコトヲ期シ、現役兵士ノ慰問、在郷軍人ノ優遇、戦病死者ノ遺族及廢兵等ノ扶助、戦時金品ノ献納等ヲナスコト

四 身体ヲ鍛鍊シ、士氣ヲ鼓舞センカタメ運動会、擊劍、柔道、角力、野球、水泳等健全ナル娛樂ヲナスコト

五 公共事業ニ要スル基金ヲ作ランガ為メ、道路、河川等ノ工事及消防、夜警等ヲ請負ヒ、其收入ヲ積立ツヘキコト

六 農業進歩ヲ図リ、本村ノ発達ヲ期スルタメ、当局及農会ノ奨励スル農業上ノ改良事項ハ、率先之カ勵行ニ尽

カスルコト

右ノ外、村事業振興ニ協力シ殊ニ勞力ヲ要スルモノハ進ンテ其施設ニ任スベキコト

七 常ニ公衆衛生ニ関スル事項ニ注意シ、清潔法施行ノ際ニハ進ンテ之ヲ実施シ、伝染病流行時ニ於テハ関係吏員ヲ助ケテ、衛生事業ニ尽力スルコト

八 敬神崇祖ノ美風ヲ維持、発揚スルタメ、神社仏閣ノ尊崇保護ニ努メ、祖先ノ祭祀ヲ重ンジ、其墳墓ヘ修理ヲ怠ラサルコト

九 郷風ノ改善、貯蓄ノ奨励ヲナシ、長老尊敬、滞納矯正ニツトメ、又自ラ忠実業ニ服シ、勤儉以テ余財ヲ作り、之カ蓄積ヲナスヘキコト

十 学校児童ノタメ、其出席ヲ奨励シ、風雨、降雪等ノ場合ニハ之ヲ保護シ、通学ノ便ヲ与フルコト

これらの規定事項は、志茂支会としての事業の目標を掲げたものであるが、そのほかに「現ニ実行シツツアルモノ」としては、前述した桑園の経営のほかに次のように列举している。

通俗文庫ノ設置、戦友・向上両雑誌ノ回覧、回覧会報ノ発行（毎月一回）、共同貯金、共同苗代、蚕病消毒ニ関スル薬品並ニ諸器械ノ購入、蒸気消毒場ノ設置、農蚕物種子ノ共同購入、桑樹・果樹ノ病虫害ノ予防駆除ノ励行並ニ之ニ要スル器具購入貸与、四季ノ道路修繕工事、毎年開催ノ村農会立毛品評会ニハ会員中最モ農事ニ経験アルモノヲ審査員ニ選任ス

一方、村青年会としての事業実施の項目（「福生村青年会規則」）を見ると、質素の美風の涵養、村民の知識を進める、義勇奉公の精神の發揮、身体の鍛鍊、公共事業の実施、農業の進歩を図る、公衆衛生、敬神崇祖の美風の涵養、

郷風の改善、貯蓄の奨励、学校への児童の出席の督励などとなっており、支会の活動とほぼ同じ内容になっている。

皇室と青年 さまざまな形で「美風の涵養」が説かれているが、「美風」の背景には伝統的な風習などを弊風と
団員の意識 して払拭することによって新しい郷風を作りだし、青年たちが近代国家の担い手として役割を果たし

ていく、そんな人材の育成を意図していたことはいままでもない。その過程で皇室の青年団体に対して内帑金ないどや令旨の下賜などさまざまの方法を通じて「恩寵おんちよう」が与えられ、皇室の対応が青年団活動の遠心力の中心として、役割を果たしていった。青年団の側からみれば、皇室の「恩寵」に浴し、光栄を担ったという意識が涵養させられ、青年団としてたえず模範的な規律ある活動が求められ、それが実践されていくことになる。

福生村の青年たちの場合もそうであつたらうか。福生の青年団員が対皇室という関係でどのような活動をおこない、事業を展開したか概略を見ておきたい。

明治天皇の御不例が福生村青年会へ伝えられたのは、明治四五年（一九三）七月二四日であつた。村青年会では村の名誉職、在郷軍人会分会、小学校教員、教育会と合同して、陛下の御病気の平癒祈願をおこなつた。青年会からは会員の全員ではなく、本団の役員と支会の代表が参列した。それから一週間後の七月三〇日に天皇の崩御が伝えられた。志茂支会の当日の記録によれば、「全世界挙リテ御回春ヲ祈リシモ其効ナク、本日午前零時四十三分崩御アラセラレタリ、本会員謹テ哀悼シ奉レリ」（「記事録」）とある。

九月一三日の御大葬の日には、福生小学校で村をはじめ、村内の各種団体が協力して遥拝式を挙行し、哀悼の意を表した。遥拝式には志茂支会からはば会員全員の五〇人が参列した。支会の記録はこのように動向の事実を型どおりに記録するだけで、正直な印象としては記録からは青年会員の動搖はあまり感じられない。何か重要なことがおこっ

たが、その対応については方策を求めあぐねているかの感すらある。

大正四年（一九一五）一月、京都の御所で即位の大礼が挙行された。新しい天皇の即位と新皇太子を奉祝するため、各地で記念事業が繰り広げられたが、志茂支会では「立太子礼記念事業」として、農事試作地を設けることを決定した。試作地の目的は「農事ノ改良増殖ニ関スル試験ヲ行ヒ其發達ヲ図ル」（「農事試作規程」）ことにあり、事業としては農事に関して模範を示すこと、農事試験や講話をおこなうこと、農機具の貸出、種苗の配布をおこなうことなどを内容とした。その要する経費は、收穫物から得られる利益をもってあてることとされた。

そのほか、大正五年一月には「立太子礼記念事業」として、青年会主催の農産物品評会（「大正五年度事故」）を実施した。このように福生村青年会や志茂支会の「奉祝」への積極的な取り組みの意思表示が見られるが、その内容はいずれも青年たちの日常の産業活動の延長線上の内容のものであったといえる。

大正天皇は幼少のころより病弱であったといわれており、したがって在位期間も短かく大正一五年一月二二日に崩御する。志茂支会の記録は「天皇崩御 午前一時二十五分 元ヲ昭和ト改ム」（「記事録」）とだけ記しており、そのあとは定期的な記述にうつり、内容は新年の定期総会のこと、会費は三〇銭、しるこ、甘酒を出し男女合同で開催すること、余興は浪花節をおこなうことに決定したとある。年が改まった一月二日の夜、旧役場で男女合同の役員会が開かれ、新年度の予算と前年度の決算について協議をおこなった。その席上、一月五日夜開催予定の定期総会では、「余興ハ諒闇中ニテモ之ヲ行フコトニ決シ」たとある。

実際に定期総会で余興がおこなわれたかどうかはわからない。大正天皇の崩御後、町中の多くでは歌舞音曲が停止されたり自粛されたが、青年会の記録からだけ見ると志茂支会の決定は、そういう動向から別の存在として位置して

いたといえる。大正天皇の御大葬は二月七日の夜から八日にかけておこなわれ、天皇陛下は多摩陵へ埋葬されることになった。そこで福生村青年団では、その当日、奉悼の意を表わすため本団より皇居二重橋前へ四人を、立川の駅頭へ一五人をそれぞれ派遣し、大葬に参列することを評議員会で決定した。そのほか、大正天皇御陵墓の参道の奉仕に、四人を派遣した。

昭和三年の秋には、昭和天皇御大典の儀がとりおこなわれ、奉祝の声が盛り上がった。福生村青年団では、一〇月三〇日に役場などとともに御大典奉祝方法について協議をした。しかし、青年団ではこの協議の結果、従来から実施してきていた陸上競技会の予選会を「御大典奉祝」にあてたが、予選会はすでに一〇月二四日、二七日、二九日の三日間にわたって実施済みのものであった。第一支部でも「御大典奉祝」記念として、支部旗を作成することになったが、それは記念のいかんにかかわらず、当初からの計画であり、すでに着手していた事業であった。

そのほか福生村青年団では村会議員、在郷軍人会分会などとともに十一月一日に「神明様ニ於テ村民一般ト万歳三唱シ後、天杯授与式ヲナス、夜六時ヨリ提灯行列」（「記事録」）をおこなうことに決定した。また第一支部では、「示導票杭ヲ建設スルコト」を決めた。

日常生活の中から 提案され貯金

青年団では団員の御大典記念貯金を「貯金会」をつくり実施をしたが、満二年ほど経過後の昭和五年に至ると、不景気のため貯金会は解散となる。「不景気ハ遂ニ貯金会ヲモ破壊シタ」（「記事録」）と第一支部の記録にある。また昭和四年には、第一支部の男子部では「御成婚記念志茂旅行貯金」が開始された。内容としては青年団の重要な事業の一つである旅行の費用について、日常的に蓄えておこうというものであった。その「集金帳」によれば、昭和四年から昭和九年までの五か年の記述欄があるが、実際には昭和四年しか集金されて

明治天皇や大正天皇の崩御、大正天皇や昭和天皇の御大典という国をあげての事業に対する青年団員の対応は、表面的には哀悼や奉祝の意を示しながらも、実際におこなった彼らの事業の多くは、日常活動と大きく変わるものではなかった。諒闇中でも新年の余興会を計画したり、御大典記念事業を不景気のためとはいえ、容易に中止するなどの活動を見ると、青年団員の意識の根底では、決して行政からの価値観に拘束されていないことをうかがい知ることができる。



図 V-67 「御成婚記念志茂旅行貯金集金帳」

おらず、一年だけの集金で終わったものと考えられる。

青年団における貯金奨励は大正三年に志茂支会に勤儉共同貯蓄組合が設けられ活動していること、また大正一三年には村と一体となって「記念貯蓄」や「復興貯蓄」をおこなうことが決められている。このことから考えれば、御大典記念貯金や御成婚記念旅行貯金も日常の貯蓄活動の延長線にあり、奉祝のためのまったくの新規の記念事業というわけではなかった。